

目 次

	ページ
序文	1
1 一般事項	1
2 用語及び定義	4
3 一般要求事項	7
4 試験に関する共通条件	7
5 定格	8
6 分類	10
7 表示	11
8 寸法	13
9 感電に対する保護	15
10 端子	17
11 接地接続の手段	20
12 構造	22
13 スイッチ付きランプソケット	26
14 耐湿性, 絶縁抵抗及び耐電圧	27
15 機械的強度	28
16 ねじ, 通電部及び接続	32
17 沿面距離及び空間距離	33
18 通常動作	35
19 熱耐久性	36
20 耐熱性, 耐炎性及び耐トラッキング性	38
21 過度の残留ストレス (自然割れ) 及びさびに対する抵抗力	40
附属書 A (規定) 自然割れ/腐食試験	42
附属書 B (規定) JIS C 4526-1 でランプソケットのスイッチに適用する要求事項の指針	44
附属書 C (参考) 機器規格の特別要求時事項のための指針—家庭用及びこれに類する電気機器	45
附属書 JA (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	67

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8280:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

ねじ込みランプソケット

Edison screw lampholders

序文

この規格は、2004年に第8版として発行されたIEC 60238を基に作成した日本工業規格であるが、日本の配電事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線及び／又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 一般事項

1.1 適用範囲

この規格は、電球及び準照明器具を電源に接続するために設計されたねじ込みランプソケット E11、E12、E14、EZ14、E17、E26 及び E39 に適用する。

その他のねじ込み形は、この規格に準じる。ただし、これらは、標準サイズにかん合してはならない。

この規格は、動作電圧が 250 V（実効値）以下の交流回路だけで使用するスイッチ付きランプソケットにも適用する。

この規格は、EZ10、動作電圧が 25 V 以下の屋内用の直列接続電球を電源に接続するために設計されたねじ込み形ランプソケット E5、及び動作電圧が 60 V 以下の屋内用又は屋外用の直列接続された電球を電源に接続するために設計されたねじ込み形ランプソケット E10 にも適用する。電源にランプ単体を接続するための埋込形の E10 ランプソケットにも適用する。これらのランプソケットは、一般用ではない。

それが合理的に適用できる限り、この規格は、電源に直列接続電球を接続するために設計されたねじ込み形ランプソケット以外のランプソケットを含む。

注記 このタイプのランプソケットは、例えば、クリスマスツリーのライティングチェーンに使用されるものである。

それが合理的に適用できる限り、この規格は、アダプタを含む。

この規格は、全部又は一部分、照明器具と一体になっている又は機器中に組み込む目的のランプソケットにも適用する。それは、ランプソケットの要求事項だけを含む。例えば、端子又はランプ口金エリアの感電防止のような、その他のすべての要求事項は、該当する機器中に組み込んだ後に、その機器の規格に従って試験するときに、関連する器具規格の要求事項を遵守し、試験しなければならない。そのようなランプソケットが、照明器具製造業者だけが使用するスナップオン形の外側枠付きのランプソケットと同様のものの場合、それらは一般用ではない。

この規格は、産業用照明設備と同様に、住宅照明用設備において、屋内又は屋外で使用するランプソケットに適用する。この規格は、キャンドルランプソケットにも適用する。

道路照明用、船舶用、車内用及び例えば爆発が起りやすい危険な場所用など、特殊条件が支配的な場

所では、特別な構造が必要である。

注記 1 この規格は、3 光源 E26d ランプソケットには適用しない。

注記 2 この規格は、一般照明用電球に関する次のデータに基づいている。

— E14 口金は、電流が 2 A を超えない電球に使用する。

— (対応国際規格の、E27 ランプソケットに対する規定を削除した。)

— (対応国際規格の、E40 ランプソケットに対する規定を削除した。)

注記 3 (対応国際規格の、E40 ランプソケットに対する規定を削除した。)

注記 4 ランプソケットを照明器具の中で使用する場合、それらの最高動作温度は、**JIS C 8105** の規格群で規定される。

注記 5 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60238:2004, Edison screw lampholders (MOD)

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、修正していることを示す。

1.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。

これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版だけを適用し、その後の改訂版（追補を含む）を適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む）を適用する。

注記 (対応国際規格の、IEC の改訂動向に関する注記を削除した。)

JIS B 0202 管用平行ねじ

JIS B 0205 (すべての部) 一般用メートルねじ

JIS B 0251 メートルねじ用限界ゲージ

JIS B 0254 管用平行ねじゲージ

JIS C 0664:2003 低圧系統内機器の絶縁協調 第 1 部：原理，要求事項及び試験 ***)

注記 対応国際規格：**IEC 60664-1:1992, Insulation coordination for equipment within low-voltage systems—Part 1 : Principles, requirements and tests, and Amendment 1 (MOD)**

JIS C 0920:2003 電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)

注記 対応国際規格：**IEC 60529:1989, Degrees of protection provided by enclosures (IP code) ***, and Amendment 1 (IDT)

JIS C 2134:1996 湿潤状態での固体電気絶縁材料の比較トラッキング指数及び保証トラッキング指数を決定する試験方法

注記 対応国際規格：**IEC 60112:1979, Method for determining the comparative and the proof tracking indices of solid insulating materials under moist conditions (IDT)**

JIS C 3662 (すべての部) 定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル

注記 対応国際規格：**IEC 60227 (all parts), Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V**

JIS C 3663 (すべての部) 定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル

注記 対応国際規格：**IEC 60245 (all parts), Rubber insulated cables—Rated voltages up to and including 450/750 V**

JIS C 4526-1:2005 機器用スイッチ—第 1 部：一般要求事項

- 注記 対応国際規格：IEC 61058-1:2000, Switches for appliances—Part 1: General requirements (MOD)
- JIS C 7709** (すべての部) 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性
- 注記 対応国際規格：IEC 60061 (all parts and sections), Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety
- JIS C 7709-0** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第0部：電球類の口金・受金及びそれらのゲージ類の総括的事項
- 注記 対応国際規格：IEC 60061-4, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety—Part 4: Guidelines and general information (MOD)
- JIS C 7709-2** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第2部：受金
- 注記 対応国際規格：IEC 60061-2, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety—Part 2: Lampholders (MOD)
- JIS C 7709-3** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第3部 ゲージ
- 注記 対応国際規格：IEC 60061-3, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety—Part 3: Gueges (MOD)
- JIS C 8105** (すべての部と章) 照明器具
- 注記 対応国際規格：IEC 60598 (all parts and sections), Luminaires
- JIS C 8105-1:2005** 照明器具—第1部：安全性要求事項通則
- 注記 対応国際規格：IEC 60598-1, Luminaires—Part 1: General requirements and tests
- JIS C 9335-1:2003** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部：一般要求事項
- 注記 対応国際規格：IEC 60335-1:2001, Household and similar electrical appliances—Safety—Part 1: General requirements (MOD)
- JIS C 9335-2-24:2005** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-24部：冷却用機器, アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項
- 注記 対応国際規格：IEC 60335-2-24, Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-24: Particular requirements for refrigerating appliances, ice-cream appliances and ice-makers (MOD)
- JIS C 60068-2-20:1996** 環境試験方法—電気・電子—はんだ付け試験方法
- 注記 対応国際規格：IEC 60068-2-20:1979, Environmental testing—Part 2: Tests—Test T: Soldering (IDT)
- JIS C 60068-2-32:1995** 環境試験方法—電気・電子—自然落下試験方法
- 注記 対応国際規格：IEC 60068-2-32, Environmental testing Part 2: Tests Test—Ed:Free fall (IDT)
- JIS C 60068-2-75:2004** 環境試験方法—電気・電子—第2-75部：ハンマ試験
- 注記 対応国際規格：IEC 60068-2-75:1997, Environmental testing—Part 2-75: Tests—Test Eh: Hammer tests (IDT)
- JIS C 60695-2-2:2000** 環境試験方法—電気・電子—耐火性試験 ニードルフレーム (注射針バーナ) 試験方法
- 注記 対応国際規格：IEC 60695-2-2:1991, Fire hazard testing—Part 2: Test methods—Section 2: Needle—flame test, and Amendment 1 (IDT)
- JIS C 60695-2-11:2004** 耐火性試験—電気・電子—最終製品に対するグローワイヤ燃焼試験方法
- 注記 対応国際規格：IEC 60695-2-11:2000, Fire hazard testing—Part 2-11: Glowing/hot-wire based test methods—Glow-wire flammability test method for end-products (IDT)

JIS P 0001:1998 紙・板紙及びパルプ用語

注記 対応国際規格：ISO 4046-4:2002, Paper, board, pulps and related terms—Vocabulary—Part 4: Paper and board grades and converted products (MOD)

JIS Z 8601 標準数

注記 対応国際規格：ISO/R 3, Preferred numbers (MOD)

(対応国際規格の、IEC 60061 を削除した)

IEC 60061-1 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety—Part 1: Lamp caps

(対応国際規格の、IEC 60061-2 を削除した)

IEC 60061-3 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety—Part 3: Gauges

IEC 60352-1:1997 Solderless connections—Part 1 : Wrapped connections—General requirements, test methods and practical guidance

IEC 60417-DB:2002 **) Graphical symbols for use on equipment

IEC 60630 Maximum lamp outlines for incandescent lamps

(対応国際規格の、IEC 60695-2-10 を削除した)

注*) 合体版 2.1 (2001) は、2.0 版 (1989) 及び追補 1 (1999) を含む。

**) “DB” は、IEC オンラインデータベースを引用する。

***) 合体版 1.2 (2002) は、1.0 版 (1992) 及び追補 1 (2000) 及び追補 2 (2002) を含む。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。(図 17 も参照する。)

2.1

コードグリップランプソケット (cord-grip lampholder)

つり下げるときに可とうコードを保持する方法を組み込んだランプソケット。

2.2

ねじを切った差込口があるランプソケット (threaded entry lampholder)

ねじを切った支持物に取り付けできるように、電源線の引込口に、ねじを切った構成部品を組み込んだランプソケット (以前は、“ニップルランプソケット” といった。)

2.3

ランプレセプタクル (backplate lampholder)

結合しているか又は一体となった背板によって、支持面又は適切な箱に直接取り付けるのに適するように設計されたランプソケット。

2.4

器具内用ランプソケット (lampholder for building-in)

照明器具、追加の外郭などに組み込む設計になっているランプソケット。

2.4.1

外郭のないランプソケット (unenclosed lampholder)

そのランプソケットが、感電保護に関して、この規格の要求事項を満足するための追加の手段、例えば、外郭を必要とする設計になっている器具内用ランプソケット。

2.4.2

外郭付ランプソケット (enclosed lampholder)

それ自身で、感電保護及び該当する場合、IP 分類に関して、この規格を満足するように設計された、器具内用ランプソケット。

2.5

独立形ランプソケット (independent lampholder)

照明器具から離して取り付けることができるように設計され、同時に、その分類及び表示に従って、すべての必要な保護を備えたランプソケット。

2.6

端子／接点組立品 (terminal/contact assembly)

電源導体の終端部と対応する電球口金接触面との間の接続手段を備えた部品又は組立部品。

2.7

外側枠 (outer shell)

使用者が電球口金に接触しないように防護する円筒形部品。円筒形部品には、シェードリングを固定するための外部のねじ山が付いていても付いていなくてもよい。

2.7.1

スナップオン形の外側枠 (snap-on outer shell)

受金を含まない、ねじ込みなし組立用の外側枠。

注記 スナップオン形の外側枠を取り外したとき、そのランプソケットは、使用できないことが望ましい。認証マークがある場合は、外側枠を取り外したときに見えないような位置にあることを推奨する。

2.8

受金 (screw shell)

対応する電球（口金）の保持のための、ねじ込み形の内部ねじ山をもつ円筒形部品。

受金は、永続的に外側枠に固定するか又は一体になっている場合がある。

2.9

絶縁用リング (insulating ring)

金属の受金及び金属の外側枠を分離する絶縁材料製の円筒形介在部品。

2.10

シェードリング (shade ring)

外側枠上で対応する支持物とかみ合わせるために、内部のねじ山又はその他の手段をもち、シェードを支えるか又は保持するための円筒形部品。

2.11

ドーム (dome)

接続用端子を遮へいする、コードグリップランプソケット又はねじを切った差込口があるランプソケットの一つの部品。

2.12

基礎絶縁 (basic insulation)

感電に対する基礎的な保護を行うため、充電部に施した絶縁。

注記 基礎絶縁は、必ずしも、機能目的だけに用いられる絶縁を含まない。

2.13**付加絶縁 (supplementary insulation)**

基礎絶縁が破壊した場合に、感電に対する保護を行うために、基礎絶縁に追加した独立した絶縁。

2.14**二重絶縁 (double insulation)**

基礎絶縁及び付加絶縁の両方で構成する絶縁。

2.15**強化絶縁 (reinforced insulation)**

規定する条件のもとで、感電に対し二重絶縁と同程度の保護をもつ、充電部に施した単一の絶縁システム。

注記 “絶縁システム” という用語は、この絶縁が1個の均一片でなければならないことを意味していない。絶縁は、付加絶縁又は基礎絶縁として単独に試験することができない数層からなってもよい。

2.16**充電部 (live part)**

感電を引き起こすおそれがある導体部分。

2.17**形式試験 (type test)**

関連規格の要求事項によって、ある製品の設計の適否を判定する目的で、1個の形式試験サンプルに行う単独の試験又は一連の試験。

2.18**形式試験サンプル (type test sample)**

形式試験の目的で、製造業者又は責任がある販売業者から提出された、1個又は複数の類似のサンプルで構成する試験品。

2.19**準照明器具 (semi-luminaire)**

自己安定器が付いた電球に類似であるが、交換できる光源及び／又は始動装置を利用する設計になっている照明器具。

2.20**定格動作温度 (rated operating temperature)**

ソケットが設計されている最高温度。

2.21**定格最低温度 (rated minimum temperature)**

ソケットが設計されている最低温度 (冷蔵庫及び食品冷凍庫の中で用いられるランプソケットだけに適用される。)

2.22**アングル形ランプソケット (angled lampholder)**

裏側 (ねじ切り引込口及び／又はドーム) が、ねじ枠の軸に対して角度の付いた位置にあるランプソケット。

2.23

保持装置付ランプソケット (lampholder with retention device)

ソケットからランプが緩むことを防止する装置をもつランプソケット。

注記 ランプは、例えば、温度変化又は振動で緩んでもよい。

2.24

~~(対応国際規格の、耐インパルスカテゴリの定義を削除した。)~~

2.25

~~(対応国際規格の、一次回路の定義を削除した。)~~

2.26

~~(対応国際規格の、二次回路の定義を削除した。)~~

2.27

アダプタ (adapter)

ランプを電氣的及び機械的にランプソケットに接続するために使用する部品。

注記 この定義は、この規格に対し明確にしたものである。アダプタの定義は、一般にその用途によって大きく変化する。ほとんどの場合、そのような部品は、ランプソケット及びランプの間のねじ山寸法の違いを埋めるために使用する。

3 一般要求事項

ランプソケットは、通常の使用状態でそれらが確実に機能し、人又は環境に危険を引き起こさないように設計し、組み立てなければならない。

一般に、適否は、規定するすべての試験を実施することによって判定する。

さらに、独立形ランプソケットの外郭は、JIS C 8105-1 の、分類及び表示要求を含む要求事項を満足しなければならない。

4 試験に関する共通条件

4.1 この規格による試験は、形式検査である。

注記 この規格によって、許される要求事項及び許容差は、その目的のために提出された形式試験サンプルの試験に関係する。

形式試験サンプルが適合していることは、製造業者の全製品が、この安全規格に適合することを保証しない。

形式検査に加えて、製品の適否は、製造業者が責任を負うべき事項であり、定期検査及び品質保証を含む場合がある。

それ以上の情報は、JIS C 7709-0 を参照（製造中の適合性試験の指針の包含は、準備中）。

4.2 特に規定がなければ、試験は、周囲温度 $20\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 5\text{ }^{\circ}\text{C}$ で実施し、ランプソケットを、受取状態で通常の使用状態のように設置した状態で試験する。ただし、試験結果に影響を与えない場合、周囲温度は、この限りでない。

4.3 試験及び目視検査は、次の試験品で行う。

- スイッチなしランプソケットは、9 個の試験品
- スイッチ付きランプソケットは、12 個の試験品のすべてに、次の箇条及び／又は細分箇条の順序で実施する。

- 3 個の試験品：簡条 1～簡条 12 (9.1 及び 10.2 を除く。) 及び簡条 14～簡条 17
- 3 個の試験品：簡条 13 (スイッチ付きランプソケット試験に限る。)
- 3 個の試験品： 9.1, 簡条 18 及び簡条 19
- 2 個の試験品：簡条 20 (そのうち, 20.1 の試験に 1 個の試験品及び 20.3 又は 20.4 の試験に他の試験品を用いる。)
- 1 個の試験品：20.5 及び簡条 21

試験に使用する保持装置付ランプソケットは、保持装置を除去しなければならない。

12.14 に従って試験に使用する保持装置付ランプソケットは、3 個の保持装置をもった追加の試験品が必要となる。

注記 10.2 に従って、ねじなし端子の試験には、別の試験品が、更に必要となる。

4.4 疑義がある場合には、ゲージ、試験用口金及び心棒を、特に規定がなければ、次のトルクを加えることによって、試験片に導入する。

- E5 ランプソケットは、0.2 Nm
- E10 及び EZ10 ランプソケットは、0.2 Nm
- E11 ランプソケットは、0.2 Nm
- E12 ランプソケットは、0.2 Nm
- E14 及び EZ14 ランプソケットは、0.2 Nm
- E17 ランプソケットは、0.2 Nm
- E26 ランプソケットは、0.4 Nm
- E39 ランプソケットは、0.8 Nm

4.5 (対応国際規格の、E40 ランプソケットに対する規定を削除した。)

4.6 ランプソケットは、4.3 に規定する一連の完全な試験で試験品が不適合にならない場合、この規格を満足するとみなす。

1 個の試験品が、一つの試験において不適合になる場合は、その試験及びその試験の結果に影響を与えたかもしれない先行試験を、別の組の試験品に対し、4.3 によって要求される数まで繰り返す。そのすべての試験品は、繰り返された試験及びそれに続く試験を満足しなければならない。ランプソケットは、2 個以上の不適合がある場合、この規格を満足するとみなさない。

注記 一般に試験品が、簡条 18 及び簡条 19 に従った試験に不適合にならない場合に、又は不適合が、弾性片又は中央接点 (1 か所又は複数箇所) について発生しない場合に限り、関連試験を繰り返す必要がある。これらの場合、両方の試験を、3 個の試験品のうち、異なる第 2 の試験品を用いて繰り返す。

申請者は、第 1 組の試験品とともに、1 個の試験品の不適合の場合に求められる追加の組を提出してもよい。その場合、試験所は、更に要求がなくても追加の試験品を試験しなければならない。更に故障が発生するときに限り、不適合となる。

追加組の試験品が同時に提出されなかった場合は、1 個の試験品の不良によって不適合となる。

5 定格

5.1 標準定格電圧は、表 0A による。

表 0A—標準定格電圧

ランプソケット	定格電圧
E5 ^{a)}	25 V 以下
E10	60 V 以下 ^{a)} , 125 V ^{b)} , 250 V ^{c)}
EZ10 ^{b)}	125 V 以下
E11 ^{c)}	125 V, 250 V
E12	125 V
E14	250 V
EZ14 ^{c)}	300 V
E17	125 V
E26	125 V, 300 V ^{c)} , 600V ^{d)}
E39	250 V, 300 V ^{c)} , 600V ^{d)}
注 ^{a)} 電源に直列に接続するランプの接続を意図するものに限る。 ^{b)} 電源にランプ単体を接続することを意図したものに限る。 ^{c)} 器具内用のものに限る。 ^{d)} 放電灯回路の二次側に使用するものに限る。	

適否は、表示の目視検査によって判定する。

5.2 標準定格電流は、次による。

- E5 ランプソケットは、0.2 A
- E10 及び EZ10 ランプソケットは、0.5 A
- E11 ランプソケットは、1 A
- E12 ランプソケットは、1 A
- E14 及び EZ14 ランプソケットは、2 A
- E17 ランプソケットは、1 A
- E26 ランプソケットは、1 A
- E39 ランプソケットは、15 A
- (対応国際規格の、E27 及び E40 ランプソケットに対する規定を削除した。)

定格電流は、標準値以上でなければならない。

適否は、表示の目視検査によって判定する。

5.3 (対応国際規格の、E40 ランプソケットに対する規定を削除した。)

5.4 高温度条件で使用する目的のランプソケット (“T” 表示ソケット) の定格動作温度は、表 0B の値以上でなければならない。

表 0B—定格動作温度

ランプソケット	(°C)
EZ10	230
E11	230
E12	105
E14	140
EZ14	230
E17	170
E26	170
E39	230

注記1 温度表示値は、10 °C刻みで増加するのが望ましい。

適否は、表示の目視検査によって判定する。

注記2 “T” マークなしねじ込み形ランプソケットに対する定格動作温度を、JIS C 8105-1 表 12.1 に示す。

それらは、次による。

- E11 ランプソケットは、225 °C
- E12 ランプソケットは、100 °C
- E14 ランプソケットは、135 °C
- E17 ランプソケットは、165 °C
- E26 ランプソケットは、165 °C
- E39 ランプソケットは、225 °C
- (対応国際規格の、E27 及び E40 ランプソケットに対する規定を削除した。)

5.4A 19.4 の適用を受けないランプソケット (“t” 表示ソケット) の定格動作温度は、5.4 の表の値未満でなければならない。この “t” 表示は、合成樹脂ランプソケットにだけ適用できる。また、“t” の値は、JIS C 8105-1 の附属書 2 絶縁物の使用温度の上限値の温度限度を超えてはならない。

適否は、表示の目視検査によって判定する。

6 分類

ランプソケットは、次の基準によって分類する。

6.1 外部部品の材料

- 絶縁材料製のランプソケット
- 金属ランプソケット

注記 一部金属でできた外部部品付きのランプソケット及び導電性外側面、例えば、金属製外側枠をもつ、絶縁材料製の外部部品を含むランプソケットは、金属ランプソケットとみなす (12.3 参照)。このことは、例えば、絶縁故障の場合においても充電部となるおそれがない絶縁材料製のランプソケットの外部に取り付けられる金属シェードリングのような、ねじを切った引込口及び外部部品には適用しない。絶縁カバーをもつ金属ソケットは、金属ランプソケットとみなす (9.5 参照)。

表面が、導電性であるかどうかを判定するために、2 個のストライプ電極 (幅 1.5 mm、長さ 25 mm で、相互距離が 2 mm) を、その表面に当てる (例えば、銀導電性塗料によって)。14.4 に従って、絶縁抵抗をストライプ間で測定する。表面は、抵抗値が 5 MΩ 未満である場合、導電性とみなす。

6.2 水の浸入に対する保護度

- 通常のランプソケット
- 防滴形ランプソケット
- 防雨形ランプソケット

6.3 固定方法

- ねじを切った差込口があるランプソケット
- コードグリップランプソケット
- ランプレセプタクル

- その他のランプソケット

注記 その他のランプソケットの例は、機械的つり下げ装置、例えばフックを備えたランプソケットである。

6.4 種類

- 電球への電源を制御するための一体スイッチを備えた、スイッチ付ランプソケット
- スイッチなしランプソケット

6.5 感電保護

- 外郭のないランプソケット
- 外郭付ランプソケット
- 独立形ランプソケット

6.6 熱耐久性

- “T”又は“t”表示のないランプソケット
- 通常よりも低い温度条件の中で、動作するランプソケット (“t”表示ソケット)
- 高温条件の中で、動作するランプソケット (“T”表示ソケット)

7 表示

7.1 E5及びE10以外のランプソケットは、次を表示しなければならない。

- 定格電流をアンペアで。
- 定格電圧をボルトで、及び定格パルス電圧をキロボルトで。ただし、次よりも高いときに限る。
 - ・定格 250 V のランプソケットは、2.5 kV
 - ・定格 500 V のランプソケットは、4 kV

注記 1 ランプソケットの定格パルス電圧 (kV) は、ランプソケット上に表示する又は製造業者のカタログ若しくは類似のものから入手できるようにすることが望ましい。

注記 2 定格 125 V のものは、定格パルス電圧の規定を適用しない。

- 必要な場合、電流の性質の記号 (スイッチ付きランプソケットに限る。)
- 製造業者名 (商標、製造業者識別マーク又は責任をもつ販売業者の名称の形式を採用してもよい。)
- 形式記号
- 防滴形ランプソケットの水の浸入に対する保護 (7.2 参照)
- 防雨形ランプソケットの水の浸入に対する保護 (7.2 参照)
- 器具内用ランプソケットの場合、その旨の表示又は記号
- 端子をもつランプソケットで、製造業者が適用できる電線の断面積を宣言する場合、接続できる電線の断面積 (又は断面積の範囲) 及び種類
- 適用できる場合には、最高の動作温度を示す、定格動作温度 “T” 及び “t”

定格動作温度の表示は、その外面がすべてセラミック材料でできているランプソケットには要求しない。この情報は、適用できる場合、そのランプソケット上に表示するか又は製造業者のカタログから入手しなければならない。

(対応国際規格の、耐インパルスカテゴリの距離に関する規定を削除した。)

E10 ランプソケットは、次を表示しなければならない。

- 定格電圧をボルトで
- 製造業者名
- 形式記号
- 適用できれば、水の浸入に対する保護
- 器具内用のランプソケットの場合、その旨の表示又は記号
- 端子をもつランプソケットで、製造業者が適用できる電線の断面積を宣言する場合には、接続できる電線の断面積（又は断面積の範囲）及び種類

E5 ランプソケットは、次を表示しなければならない。

- 製造業者名
- 形式記号
- 器具内用ランプソケットの場合、その旨の表示又は記号
- 端子をもつランプソケットで、製造業者が適用できる電線の断面積を宣言する場合には、接続できる電線の断面積（又は断面積の範囲）及び種類

適否は、目視検査によって判定する。

注記 3 器具内用ランプソケットは、製造業者の宣言値をランプソケット上に表示する又は製造業者のカタログ若しくは類似のものから入手できるようにする。

注記 4 E10 及び E5 ランプソケットに対する形式は、カタログ番号でもよい。

7.2 電流及び電圧に対して記号を用いる場合、“A” という文字はアンペア、“V” はボルトを表わさなければならない。

注記 1 別の方法として、電圧及び電流の定格に、数字だけを用いてもよい。定格電流の数字は、定格電圧の数字の前又はその上に表示し、斜線又は直線によって定格電圧と分離する。

したがって、電流及び電圧の表示は、次のようになる。

$$2 \text{ A } 250 \text{ V}, 2/250 \text{ 又は } \frac{2}{250}$$

直流の記号は、 とする。[IEC 60417-5031 (DB:2002-10) 参照]

防滴形ランプソケットの水に対する保護の記号は、IPX1 とする。

防雨形ランプソケットの水に対する保護の記号は、IPX3 とする。

注記 2 X を IP 番号で使用する場合、それは例中で欠けている数字を示すが、両方とも JIS C 0920 に従う該当する数字を表示する。

器具内用ランプソケットには、“機器用”又は“キ”を表示する。



接続できる電線の断面積又はその断面積を mm² 単位で表した値に小さな□を付けて表示する（例えば、0.5 □）。導体が単線の場合は、導体の直径を mm 単位で表した値の前に“φ”を付けて表示してもよい。

文字“T”及び“t”の後に、セルシウスで表した定格動作温度の値を、続けて示す。

適否は、目視検査によって判定する。

7.3 水の浸入に対する保護の表示は、ランプソケットの外側とする。

適否は、目視検査によって判定する。

7.4 接地用端子は、記号  又は  によって示さなければならない。[IEC 60417-5019 (DB:2002-10) 参照]

この記号は、ねじ、又はその他の容易に外すことができる部品の上に付けてはならない。

適否は、目視検査によって判定する。

7.5 表示は、耐久性があり、容易に読むことができなければならない。

適否は、目視検査によって判定し、箇条 19 の試験が完了した後、その表示を 15 秒間水に浸した布片で、更に 15 秒間石油アルコールを浸した布を用いて軽くこすって消そうと試みることによって判定する。

この試験の後、表示は、まだ読むことができなければならない。

注記 使用する石油成分は、沸点約 65 °C、乾点約 69 °C 及び密度約 0.68 g/cm³ でカウリプタノール値 29、芳香族成分容量比 0.1 % 以下のヘキサン溶液であることが望ましい。

8 寸法

8.1 E10, EZ10, E11, E12, E14, EZ14, E17, E26 及び E39 ランプソケットは、JIS C 7709 のスタンダードシートの現行版を満足しなければならない。

適否は、JIS C 7709-2 の現行版に合わせて、測定することによって判定する。

ねじ山の最小寸法は、JIS C 7709-3 に受金ねじ山通りゲージがある場合、それを使用することによって判定する。

また、E11, E12, E17, E26 及び E39 ランプソケットは、図 18B 又は図 18C に定めた寸法を満足しなければならない。

適否は、測定することによって判定する。

8.2 ランプソケットは、すべての対応する電球を挿入したとき接触ができなければならない。

E14 の適否は、IEC 60061-3 の次のスタンダードシートの現行版に従ったゲージによって判定する。

- E14 ランプソケット：7006-30 及び 7006-31,
- キャンドルランプソケット E14：7006-30A 及び 7006-31,
- (対応国際規格の、E27 ランプソケットに対する規定を削除した。)
- (対応国際規格の、E40 ランプソケットに対する規定を削除した。)

E5, E10, EZ10, E11, E12, EZ14, E17, E26 及び E39 ランプソケットは、接触ができたかどうかを、対応する電球によって判定する。試験のために、ランプソケットの製造業者は、ランプソケットに対応する電球を提出する場合がある。

接触があったかどうかの判定は、受理状態のランプソケットについて箇条 18 及び 19.2 の試験後に行う。

照明器具以外の機器に使用するランプソケットには、更に次の事項を適用する：

ランプソケットの固定手段がリムと一体化した部品であり、ランプソケットを、選択した標準ランプだけを使用するように設計されている場合、ランプソケットのリムの部品は適切な接触作成ゲージを妨げてもよい。この場合、ランプソケット製造業者の指示書に記載されたランプの、IEC 60630 による最大ランプの外形の要求事項への適合性を判定しなければならない。この検査に続き、ゲージを妨げるランプソケットのこれらの部品を取り除いた後に、接触作成ゲージを適用しなければならない。

注記 そのようなランプソケットを試験するために、適切な接触作成ゲージの受入れを特別に準備した 2 個の追加試験品が、必要となる。

8.3 受金及び接点の厚さは、表 1 に示す値以上でなければならない。

表 1—受金及び接点の厚さ

受金の厚さ mm	E5	E10	EZ10	E11	E12	E14	EZ14	E17	E26	E39
— 受金を、支持しないとき	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.30	0.20	0.20	0.24	0.44
— 受金の枠の周辺長の4分の3以上の全体の部分を絶縁によって支持するとき。	0.15	0.15	0.15	0.20	0.20	0.25	0.20	0.20	0.24	0.44
弾性がある場合、側方接点又は中央の厚さ	0.18	0.18	0.18	0.20	0.20	0.28	0.20	0.20	0.24	0.44

適否は、測定によって判定する。

注記 1 厚さは、半円形のフレーム及びラチェットねじをもつマイクロメータによって、測定する。

受金は、2組×3個の測定を行い、E5、E10及びE14の各組は、その受金の山線又は谷線のいずれかで測定する。EZ10、E11、E12、EZ14、E17、E26及びE39の各組は、平面部の仕上り寸法の最小値を測定する。6個の測定の平均値は、規定値以上でなければならない。

注記 2 寸法的な要求事項の削除は、考慮中である。

8.4 外側枠及びドームにねじのかみ合わせがある場合、その実効長は、次の要求事項の一つを満足しなければならない。ここでは、そのかみ合わせは、常に完全な1山を超えていなければならない。

実効長は、表 2 に示す値以上でなければならない。

表 2—ねじの最小実効長

	E11, E12, E14 mm	E26 mm	E39 mm
金属ランプソケット： 転造ねじ山 切削ねじ山	5.0	7.0	10.0
絶縁材料製ランプソケット	5.0	7.0	10.0

実効長は、トルクを 15.2 に示すトルクの 1.2 倍に等しくしたとき、15.3 による試験に耐える場合、2山以上でなければならない。

これらの要求事項は、E5 及び E10 ランプソケットには適用しない。

適否は、測定によって判定する。

8.5 ランプソケットの差込口のねじは、次のいずれかのねじサイズでなければならない。

PF1/8, M10×0.75, M10×1, M12×1, M13×1, M16×1, 又は M20×1。

注記 1 ブラケット間のサイズは、選択しない。さらに、ねじを切った差込口 M10 は、主として照明器具の内部配線用を目的とする。

注記 2 (対応国際規格の、フランスに関する注記を削除した)

差込口のねじは、図 1a 若しくは図 1b、又は JIS B 0202 若しくは JIS B 0205 を満足しなければならない。

これらの要求事項は、E5 及び E10 ランプソケットには適用しない。

適否は、測定及び図 2a 若しくは図 2b、又は JIS B 0254 若しくは JIS B 0251 によるゲージによって判定する。

疑わしい場合、そのゲージは、0.5 Nm のトルクによって、入口に導入する。

8.6 ねじを切った差込口及び止めねじの寸法は、表 3 に示す値以上でなければならない。

表 3—ねじを切った差込口及び止めねじの寸法

公称ねじ径	M10×1 M13×1 PF1/8 M10×0.75 M12×1 mm	M16×1 M20×1 mm
	ねじの長さ： 金属の差込口 絶縁材料の差込口	3 5
止めねじの直径： 頭付きのねじ 頭なしのねじ — ねじ 1 個 — ねじ 2 個以上	2.5 3.0 3.0	3.0 4.0 3.0

ねじ山径の公称値から 0.15 mm だけ、負側に偏ってもよい。

適否は、測定によって判定する。

これらの要求事項は、E5 及び E10 ランプソケットには適用しない。

注記 8.3～8.6 の要求事項との適否を判定するために、ランプソケットを離すことが必要な場合、上記の判定は簡条 17 の試験後に行う。

8.7 ランプソケットは、たとえ電球口金が少しへこんでいても、ランプソケットが電球の適正なかみ合わせ又はかみ合わせのはずしを阻害しないように設計しなければならない。いかなる場合でも、ランプソケットの接点が電球口金を切削する縁となってはならない。

適否は、目視検査によって判定する。

8.7A 造営材又は器具に木ねじ又は小ねじを用いて取り付けるランプレセプタクルの取付孔の中心距離は、図 18D によらなければならない。ただし、構造上この寸法によりにくいものは、器具内用のものを除き JIS Z 8601 に規定する R20 数列から選定した数値とする。

適否は、測定によって判定する。

9 感電に対する保護

9.1 E5, E10 及び E14 ランプソケットは、電球口金の挿入中に充電部になるとき、接近できないように設計しなければならない。

注記 1 E5 及び E10 について、挿入中、充電部と偶然に接触しないようにする保護に関する適否を判定するための詳細は、考慮中である。そのため、定格電圧が 60 V を超える E10 ランプソケットは、照明器具又はその他の製造業者だけに販売する。

定格電圧が 60 V を超える E10 ランプソケットは、感電に対する保護をランプソケットを使用する照明器具又はその他の器具に組み込んで測定してもよい。

EZ10, E11, E12, EZ14, E17, E26 及び E39 ランプソケットは、電球口金を完全に挿入したとき接近できないように設計しなければならない。

キャンドルランプソケットは、装飾カバーをかけないで試験する。ただし、このカバーが、そのランプソケットを確実に使用できなくしないと取り外すことができない場合を除く。

適否は、次のように判定する。

- E10, EZ10, E11, E12, EZ14, E17, E26 及び E39 ランプソケットには、**図 16** に示す標準試験指を用いる。また、試験の目的に対して、ランプソケットの製造業者は、ランプソケットが意図する電球を提供しなければならない。
- E14 ランプソケットは、**IEC 60061-3** のスタンダードシート (7006-31) の現行版のゲージによる。
注記 2 未使用のランプソケットへの挿入の間の感電に対する保護を確実にするため、**9.1** による試験は、新しい試験品で行う。

9.2 密閉された独立形ランプソケットの外側部分は、すぐにも使用でき、対応する通常の電球を挿入した状態のランプソケットの充電部が接近できないように設計しなければならない。

キャンドルランプソケットは、装飾カバーをかけないで試験する。ただし、このカバーが、そのランプソケットを確実に使用できなくしないと取り外すことができない場合を除く。

適否は、標準試験指によって判定する。

この試験の目的に対しては：

- 外郭付ランプソケットは、適用可能な場合、通常の使用状態のように、例えば、ねじを切った支持台などに取り付け、ランプソケットが意図しているうちの最も不都合な導体サイズを取り付けて準備する。
- 独立形ランプソケットは、適切な平面上に通常の使用状態のように取り付けなければならない。

図 16 に示す標準試験指を、10 N の力で、あらゆる可能な姿勢にして当てる。通電指示器は、充電部との接触を示すために用いる。

40 V 以上の電圧を使用することが望ましい。

注記 外郭がないランプソケットは、照明器具又はその他の追加の外郭の中に、適切に設置した後に限り試験する。

9.3 電球口金と偶然に接触しないようにする保護となる部分は、固くかん合している電球を取り外すとき、又は適用できればさを回転するとき、それらの部品が外れることがないように確実に固定しなければならない。

適否は、次の試験によって判定する。

ドームと外側枠との結合は、次のトルク試験値の 3 分の 2 のトルクで締め付け、次いで、関連部品は、反時計方向に 1 分間、次の試験値のトルクを加える。

— E26 未満のランプソケットは、1 Nm

— E26 以上のランプソケットは、2 Nm

このランプソケットは、通常の使用状態に取り付け、**図 13** (試験用口金 B)、**図 18A** 又は **図 14** による該当する試験用口金を、最初に取り付けて、次に外して試験する。

試験後、電球口金に、偶然に接触しないようにする保護となる部分は、外れてはならない。

E5 及び E10 ランプソケットを工具の力を借りないで、取り外すことができてはならない。

9.4 シェードをランプソケットに取り付ける装置が設けられる場所は、シェードリングのような別の装置によって、ランプソケットに取り付ける。感電に対する保護を備えた部分の間にシェードを固定してはならない。

適否は、目視検査によって判定する。

9.5 次の外側部分は絶縁材料製でなければならない。ただし、ねじを切った差込口、及び故障したときにも充電部となるおそれがない部分は除く。

- 防滴形ランプソケット
- 防雨形ランプソケット
- 250 V を超える定格電圧のランプソケット
- スイッチ付きランプソケット
- E5 及び E10 ランプソケット

ワニス又はエナメルは、この箇条の目的に対して、十分な保護となるとはみなさない。
適否は、目視検査によって判定する。

注記 1 二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から分離された部分は、故障の場合、充電部となるおそれがない部分とみなす。

注記 2 故障の場合でも充電部となるおそれがない外部部分の実例として、絶縁されたランプソケットの外側に取り付けた金属のシェードリングがある。

注記 3 外部の金属部がついたスイッチ付きランプソケットは、12.3 の条件のもとで許容する。

10 端子

10.1 ねじなし端子をもつランプソケット、器具内用ランプソケット及び特別な導体を取り付けるランプソケットは、製造業者が宣言した断面積の導体が、正しく端子に取り付けられる構造でなければならない。
それ以外のランプソケットは、表 3A の値の導体が正しく端子に取り付けられる構造でなければならない。

表 3A—端子に接続する導体の断面積

分類	導体の断面積
通常、コードを接続する端子をもつもの	
ランプソケットの定格電流が 7 A 以下	0.75 mm ²
10 A 以下	1.25 mm ²
15 A 以下	2.0 mm ²
20 A 以下	3.5 mm ²
20 A を超えるもの	5.5 mm ²
固定配線に接続する端子をもつもの	φ 1.6

適否は目視検査によって、及び規定する断面積（断面積の範囲を宣言する場合には最小及び最大の断面積）の導体を取り付けることによって判定する。

ねじを切った差込口があるランプソケットは、ねじ山を切った電線管中で試験する。

注記 （削除）

10.2 接続

10.2.1 ランプソケットは、少なくとも次の接続装置の一つを備えていなければならない。

- ねじ端子
- ねじなし端子
- プッシュオン接続部のための小さなタブ又はピン
- 線巻き付け用の柱
- はんだ付けラグ
- 接続用リード線

ねじ端子及びナットは、JIS メートルねじ山又は同等のピッチ及び機械的強度のねじ山をもたなければならない。

導体は、はんだ付け、溶接、かしめ、又はその他の同じく有効な手段によって、E5、E10 及び類似の小形ランプソケットに接続してもよい。

ねじなし端子のついたランプソケットは、照明器具製造業者又は機器製造業者に販売することを意図した場合を除き、硬い（単心又はより線）導体及び可とうケーブル又はコードの両方に同じく適合する端子を備えていなければならない。

注記 ただし、ねじなし端子の接続電線を製造事業者が容易に認識できるように使用電線を表示してある場合は、この限りではない。

適否は、10.2.2 の試験によって判定する。

10.2.2 端子は、次の要求事項に適合しなければならない。ただし、内部配線に適用する要求事項は、独立形ランプソケットの内部の配線及び器具内用ランプソケットのための照明器具内部の配線にだけ適用する。

すべての端子の試験は、他の試験を行っていない、分離した試験片で行わなければならない。

- ねじ端子は、10.3～10.6 及び 10.8 で規定する要求事項に適合しなければならない。
- ねじなし端子は、JIS C 8105-1 の第 15 章に適合しなければならない。ただし、温度上昇試験は、ランプソケットの定格動作温度 ± 5 °C で実施する。
- プッシュオン接続部のためのタブ又はピンは、JIS C 8105-1 の第 15 章に適合しなければならない。
- 線巻き付け用の柱は、IEC 60352-1 に適合しなければならない。線巻き付けは、内部配線用の円形単心線だけに適用する。
- はんだ付けラグは、良好なはんだ付け性の要求事項に適合しなければならない。JIS C 60068-2-20 に適切な要求事項がある。
- 接続リード線は、10.10 に規定する要求事項を満足しなければならない。

10.3 端子は、導体を固定し又は緩めるときに、端子が緩まないように固定しなければならない。

ねじ端子は、適否は、目視検査によって、また、10.1 の最大断面積の導体を 10 回固定し、緩めることによって判定する。加えるトルクは、JIS C 8105-1 の第 14 章のトルクの 3 分の 2 とする。

注記 端子は、1 本のねじを用いて著しい遊びなしにへこみ中に固定することによって、又はその他の適切な手段によって、緩むことを防止してもよい。別の固定手段なしに密封コンパウンドで覆うことは、十分とはみなさない。

10.4 ねじ端子は、それらが十分な接触圧力で導体に損傷を与えずに、金属面の間に導体を締め付けるように設計しなければならない。端子は、それらをねじ又はナットで締め付けるとき、導体が滑り出ないように設計しなければならない。それらは、導体に特別な準備（例えば、導体のより線のはんだ付け、ケーブル ラグの使用、アイレットの形成など）なしに接続ができなければならない。

適否は、10.1 に従って取り付けした後、及び 19.3 の試験後の導体の目視検査によって判定する。

注記 導体に、深い又は鋭いぎざぎざがある場合は、損傷したとみなす。

10.5 ピラー端子は、表 4 に示す値以上の寸法をもたなければならない。

表 4—ピラー端子の最小寸法

ランプソケット	公称ねじ径 mm	導体用の孔径 mm	柱にあけた ねじ部の長さ mm
E10	2.5	2.5	1.8
E14	2.5	2.5	1.8

注記 孔径は、ねじ径よりも 0.6 mm を超えて大きくてはならない。

端子ねじのねじを切った部分の長さは、導体孔径と柱のねじ部長さとの和以上でなければならない。

注記 柱のねじ部の長さは、ねじ山が柱の孔によって遮断される点まで測定する。
また、EZ10、E11、E12、EZ14、E17、E26 及び E39 の場合には、表 4A を適用する。

表 4A—ピラー端子の最小寸法

定格電流 A	端子ねじの公称ねじ径 mm	
	1本のねじの先端で 押し締めるもの	2本以上のねじの先端で 押し締めるもの
7以下	3 (2.5)	3 (2.5)
7を超え10以下	3.5 (3)	3 (2.5)
10を超え15以下	3.5	3.5 (3)
15を超え20以下	4	3.5
20を超え30以下	4.5	4
30を超えるもの	5	4.5

注記1 括弧内の数値は、コードを接続するもの及び機械器具に組み込まれるものに適用する。
注記2 E5については規定しない。

適否は、測定によって判定する。

10.6 ねじ端子は、表 5 に示す値以上の寸法でなければならない。

表 5—ねじ端子の最小寸法

ランプ ソケット	公称ねじ径 mm	頭部の下の ねじ部の長さ mm	ナットの ねじ部の長さ mm	頭部の直径と ねじ部の直径 との公称差 mm	ねじ頭の高さ mm
E10	2.5	4.0	1.5	2.5	1.4
E14	3.0	5.0	1.5	3.0	1.8

座金又は圧力板のような、回転しないように固定した介在部品を、ねじ頭部と導体との間に使用する場合は、ねじの頭部と軸との直径の公称差を、1 mm 低減してもよい。

また、EZ10、E11、E12、EZ14、E17、E26 及び E39 の場合には、表 5A を適用する。

表 5A—ねじ端子の最小寸法

定格電流 A	端子ねじの公称ねじ径 mm
7以下	3.5 (3)
7を超え10以下	3.5 (3)
10を超え15以下	3.5
15を超え20以下	4
20を超え30以下	4.5
30を超えるもの	5

注記1 括弧内の数値は、コードを接続するもの及び機械器具に組み込まれるものに適用する。
注記2 E5については規定しない。

適否は、測定によって判定する。

公称ねじ径及び頭部の直径とねじ部の直径との公称差は、マイナス側の偏差を 0.15 mm とする。

注記 10.5 及び 10.6 の要求事項への適合を判定するために、ランプソケットを分解することが必要な場合、このような判定は、箇条 17 の試験後に行う。

10.7 端子は、線を正しく取り付けした後、充電部と可触金属部との間で偶然に接触する危険がないように配置しなければならない。

適否は、目視検査及び次の試験によって判定する。

絶縁を、10.1の最小公称断面積をもつ可とう導体の端末から長さ4 mmにわたり、取り除く。より線導体のうちの1本の電線を自由なままにし、残りは完全にそのランプソケットの中に挿入し、締め付け、通常の使用状態のように取り付け配置する（固定ねじを締め付けるなど）。

自由にした線は、あらゆる可能な方向に、絶縁部を元の方向に裂くことなしに曲げるが、バリヤの周囲では、鋭い曲げを作らない。

充電部に接続する導体の自由にした線は、充電部ではない金属部に接触してはならない。また、接地用端子に接続する導体の自由な線は、充電部に接触してはならない。

必要な場合、試験は、自由な線を別の位置にして繰り返す。

注記 バリヤの周りで鋭い屈曲部を作ることの禁止は、試験中に自由な線を、まっすぐ保たなければならないという意味ではない。ランプソケットを普通に組み立てる間に、鋭い屈曲が発生するおそれがあると考えられる場合は、更にそのような屈曲部を作る。12.3も参照する。

10.8 導体の端末が見えないピラー端子の場合、奥までいっばいに挿入したときの導体の端末と締付ねじとの距離は、ねじ径の半分の値又は2.5 mmのいずれか大きい値以上でなければならない。

適否は、測定によって判定する。

10.9 浮動端子は、著しい横方向の遊びをもってはならず、電球を外す又は挿入するとき、縦方向に3 mmを超えて動いてはならない。

適否は、測定によって判定する。

10.10 10.2～10.6及び10.8の要求事項は、照明器具の中に工場に取り付けるもの及び接続用リード線を備えるランプソケットには適用しない。

照明器具の中に工場に取り付けるか、又は機器中に組み込む目的のランプソケットは、接続用リード線、タブ端子又は同等の効果的手段を備えてもよい。

接続用リード線は、はんだ付け、溶接、かしめ又は何らかのその他の同等以上の方法によってそのランプソケットに接続しなければならない。

リード線は、絶縁した導体でなければならない。

リード線の自由端の絶縁は、はぎ取れてもよい。

ランプソケットへのリード線の固定は、通常の使用状態で発生するかもしれない機械的な力に耐えなければならない。

適否は、目視検査及び次の試験（同じ3個の試験品について、19.2の試験の後に行う）によって判定する。

各接続用リード線に、引張力20 Nを加える。引張力は、最も不利な方向に1分間、急激に引くことなしに加える。

試験の間、リード線はそれらの固定場所から動いてはならない。

試験後、この規格に適合しなくなるような損傷があってはならない。

11 接地接続の手段

11.1 接地接続の手段をもつねじを切った差込口があるランプソケット、コードグリップランプソケット及びランプレセプタクル（接続用リード線を備えたものを除く。）は、少なくとも1個の内部接地用端子をもたなければならない。ねじを切った差込口のない他のランプソケット、例えば器具内用ランプソケットは、外付けの接地用端子を備えてもよい。

適否は、目視検査によって判定する。

注記 接地する設計ではあるが、接地用端子又は接続用リード線を備えていないランプソケットは、一般用ではない。

11.2 絶縁破壊の場合に、充電部となるかもしれない接地用端子のないランプソケットの可触金属部は、確実な接地を施さなければならない。

枠が金属製であって、二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から離されていないとき、金属ドームと外側枠との間に接地の連続性がなければならない。

注記 この要求事項の目的に対して、底部又はカバーを固定するための小形の絶縁された金属ねじなどは、絶縁破壊のときに充電部となる可能性のある可触部分とはみなさない。

適否は、次の試験によって判定する。

接地用端子が設けられている場合は、そのランプソケットが意図している最小断面積の硬い導体をそれに取り付ける。

ドームと外側枠との間の接地連続性も判定しなければならないとき、これらの部分の結合は、次のトルクで締め付けなければならない、

- （対応国際規格の、E14、E27 及び E40 ランプソケットに対する規定を削除した。）
- E26 未満のランプソケットは、1 Nm
- E26 以上のランプソケットは、2 Nm

14.3 の試験の直後、接地手段とドーム（該当すれば外側枠）との間の抵抗を測定する。

接地用端子をもつランプソケットの場合、接地手段は、導体はその端子から出て行く箇所であり、接地用端子のないランプソケットの場合、それは、接地接続を意図した箇所である。

無負荷電圧が 12 V 以下の電源から得られる 10 A 以上の電流を、接地用端子又は接地接点と各可触金属部との間に順次に流す。

接地手段と可触金属部との間の電圧降下を、測定する。その電圧降下及びその電流から計算された抵抗は、0.1 Ω を超えてはならない。

11.3 接地用端子は、箇条 10 の要求事項を満足しなければならない。

それらの締付装置は、偶然に緩まないように十分に固定し、手によってねじ端子を緩めることが、また、手によって偶然にねじなし端子を緩めることが、可能であってはならない。

適否は、目視検査によって、また、箇条 10 の試験によって判定する。

注記 一般に、通電端子（この規格の要求事項を満足する）のために普通用いられる設計は、後者の要求事項を満足する十分な弾性を提供する。その他の設計に対しては、不注意で外すおそれがない、十分な弾性部品の使用のような特殊な装置が必要となる場合もある。

11.4 接地用端子の金属は、接地用導体の銅に接触することから発生する腐食の危険がないような金属でなければならない。

接地用端子のねじ又は円筒部は、黄銅製か又は腐食に対して同等の抵抗力があるその他の金属製でなければならない。また、接点面は、裸の金属でなければならない。

適否は、目視検査によって判定する。

注記 腐食の危険は、銅がアルミニウムと接触しているとき、特に大きい。

11.5 締付ねじを含め、コード止めの金属部品は、接地回路から絶縁しなければならない。

適否は、目視検査によって判定する。

12 構造

12.1 ランプソケットは、電球を保持するためのねじ込み形のねじ山を備えていなければならない。

E5 及び E10 以外のランプソケットは、このねじ山は、金属製とし、JIS C 7709-2 の該当するスタンダードシートの現行版の規定以上の長さによって連続しているか、又は次の要求事項を満足しなければならない。

注記 E5 及び E10 ランプソケットのねじ山の長さに対する要求事項は、考慮中である。

金属ねじ山に対する要求事項からのずれは、設計及び生産公差が、すべてのゲージとの適正な組み合わせを、引き渡したランプソケットの寿命を通して保証するものであるときに限り、許容する。

さらに、端子／接点組立品及び受金は、ランプソケットの使用を阻害する傾き又は回転を防止するように組み立て、配置しなければならない。

連続ねじ山のための要求事項からのずれは、このことがカットアウェイの中に電球保持装置を含めることといった特殊な技術的な利点を提供するために必要である場合、許容する。

適否は、目視検査及び箇条 8 で引用する JIS C 7709-2 に規定するゲージを、実施が可能なすべての位置に合理的な力で当てる、手による試験によって判定する。また、ランプソケットは、そのときでも、ゲージ、特にすきまゲージ 0.08 mm×0.5 mm を満足しなければならない。

さらに、対応する電球を装着及び取り外したとき、バルブの首の部分に刻み目が付いてはならない。

アダプタのおねじ山は、アダプタと同じ大きさ又はめねじ山の外形よりも大きくなければならない。

12.2 ランプソケットのドームの中には、電源線のための十分な空間がなければならない。絶縁された導体が接触する可能性のあるランプソケットの部品は、鋭い縁又は絶縁を損傷するおそれがある形状をもつてはならない。

ねじを切った差込口があるランプソケットは、電線管が差込口の中に深く入りすぎること防止するための装置を備えていなければならない。ただし、例えばあるキャンドルランプソケットにおいて、電線管が差込口の中に深く入りすぎることおそれがないことがその設計から明白であるときは除く。

適否は、目視検査及び M10×1 のねじを切った差込口を取り付けた E14 ランプソケット は、**10.1** による最大断面積の可とうケーブル又はコードを、その他のランプソケット は、規定するものよりも 1 サイズ下の公称断面積をもつ導体を取り付けることによって判定する。

コードグリップランプソケット、M10×1 のねじを切った差込口があるランプソケット E14 は、通常のシース付き可とうコードを用いる。他の場合は、すべて、2 本又は 3 本の PVC 絶縁単心ケーブルを用いる。

ねじを切った差込口があるランプソケットは、ランプソケットのドームを長さ約 10 cm の電線管にねじ込む。次にケーブルを電線管及びドームに導入する。ケーブルの端末は、通常のやり方で準備した後、ランプソケットの端子に接続する。可能な場合は、端子を支える部分をドームの上縁の面と端子の最も近い部分との間の最短距離が 10 mm となる姿勢にして行う。端子をこの姿勢に保持して、ケーブルを締め付け、電線管の自由端末において固定する。この後、ランプソケットを組み立てる。

分解した後、ケーブル及びコードは、損傷してはならない。

注記 1 ..(削除)..

注記 2 とがった角に関する要求事項は、ねじを切った差込口の外側の枠に対するものではない。それらは、ランプソケットを電線管に取り付けたとき、電線と接触しないからである。

電線管が、ねじを切った差込口があるランプソケットの差込口の中に深く入りすぎないようにする装置に関して、疑義がある場合には、そのランプソケットを鋼製電線管又は四角形の端末（縁は、鋭いままに

しておく)をもつ心棒にねじ込む。電線管又は心棒は、**図 1a** 又は **図 1b** に示す最小寸法をもつ完全ねじ山を備える。

この試験中、次のトルクを 1 分間加える。

- ねじを切った差込口 M10×1 は、1.0 Nm
- ねじを切った差込口 M13×1 は、1.3 Nm
- ねじを切った差込口 M16×1 及び G3/8A は、1.6 Nm

この試験後、電線管又は心棒は、ランプソケットのドーム中の電源電線のための空間の中に入ってはならず、そのランプソケットには、その後の使用を妨げる変化があってはならない。

12.3 スイッチ付きランプソケットの可触部品は、絶縁材料製でなければならない。ただし、その端子から離れた充電した電線が、可触金属部又は接地回路の部分に接触するおそれがなく、また、端子ねじ又は緩んでしまったねじを切った差込口中のねじが、接地用端子を含む可触金属部と充電部とを短絡するおそれがない設計であるときを除く。

適否は、目視検査によって判定する。

注記 この要求事項は、必ずしも全部又は部分的な絶縁用裏打ちを必要とするものではない。

12.4 金属受金及び金属外側枠をもつランプソケットの場合において、これらの部分間の接触は、絶縁用リングによって防止しなければならない。このリングは、充電部又は金属外側枠から手によって分離できてはならない。

適否は、目視検査によって判定する。

注記 絶縁用リングによる保護は、その長さが受金の長さにはほぼ等しい場合には、十分であると考えられる。

12.5 電線管上にねじを切り、引込口を固定することが可能でなければならない。固定装置は、ランプソケットの一部であってもよいし照明器具の設計によって備えてもよい。

アングル形ランプソケットを除き、ランプソケットの一部として備えている場合、固定装置を内側から操作できなければならない。

注記 そのような手段を照明器具の設計によって備える場合、ランプソケットを試験するときそれぞれの効果を検査することができない。そのような検査は当該照明器具を試験する際に行うことが望ましい。そのようなランプソケットは、一般用ではない。

この要求事項は、ランプソケット E5 及び E10 には適用しない。

適否は、目視検査によって、また、一体形としての固定装置をもつランプソケットは **15.4** の試験によって判定する。

12.6 コードグリップランプソケット及び鎖接続用に設計するすべてのランプソケットは、導体を端子に接続する場所でねじれを含む張力がないように、また、コードの外側カバーを、ランプソケットの中で固定し摩耗から保護するように、そのランプソケットを可とうコードに固定できる装置を備えなければならない。張力除去及びねじれ防止の方法は、明らかでなければならない。

コードが、不当な機械的ストレス又は熱的ストレスを受ける程度まで、コードをランプソケット中に押し込むことが可能であってはならない。

コードに結び目を作るか、又はその末端をひもで結ぶといった、間に合わせの予防措置は許されない。

注記 電気設備技術基準に準じている場合は、この限りではない。

装置は、絶縁材料製であるか、又はコード上の絶縁故障が可触金属部を充電部にしておそれがある場合、

固定された絶縁用の裏打ち（内層）を備えなければならない。

その装置は、次のような設計でなければならない。

- ランプソケットに固定するか、又はランプソケットと一体とした少なくとも一つの部分である。
- そのランプソケットに接続する可能性のある種々のタイプの可とうコードに適している。
- コードに極端な圧力を加えない。
- 通常の使用状態のように締め付け又は緩めたとき、損傷するおそれがない。

その装置は、次のタイプの可とうコードに適していなければならない。

- **JIS C 3663** の 60245 IEC 51
- **JIS C 3663** の 60245 IEC 53 又は類似のもの
- **JIS C 3662** の 60227 IEC 52
- 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の別表第一に適合するもの。適否は、目視検査及び次の試験によって、判定する。

ランプソケットに、可とうコードを取り付ける。張力及びねじれの緩和装置を適切に使用する。導体を端子中に導入し、端子ねじを、導体が容易にはその位置を変えないように軽く締め付ける。この準備の後、コードは、更にランプソケットの中に押し込むことが可能であってはならない。

そして可とうコードに、表 6 に示す該当する値の引張力を 100 回加える。それぞれ、継続時間は 1 秒間とする。引張力は、急激に加えてはならない。

その後、可とうコードに、表 6 に規定するトルクを 1 分間加える。

表 6—引張力とトルクの値

すべての導体を一緒にした全公称断面積 mm ²	引張力 N	トルク Nm
1.5 以下	60	0.15
1.5 を超え 3 以下	60	0.25
3 を超え 5 以下	80	0.35
5 を超え 8 以下	120	0.35

ランプソケットは、前述の適切なタイプのコードのそれぞれを用いて試験する。

試験は、最初に 10.1 に規定する最小断面積をもつ導体を用いて行い、次に、つり下げ装置が許容する最大断面積又は 10.1 に規定する最大断面積のいずれか小さい導体について行う。

鎖接続用に設計されたランプソケットの試験は、ランプソケットの設計に合わせたケーブルを用いて実施する。ケーブルは、30 N の引張力を 50 回加える。トルク試験は、実施しない。

試験中、可とうコードの損傷が、張力及びねじれの緩和装置によって引き起こされてはならない。試験の終了時に、コードは、2 mm を超えて変位してはならず、導体の末端が、端子内において著しく変位してはならない。

変位を測定することができるように、試験を始める前に、張力緩和装置からほぼ 2 cm の距離で、張力の加わるコード上に表示を付ける。試験の終わりに、張力緩和装置を基準にしたときのこの表示の変位を、コードに張力が加わったままの状態での測定する。

12.7 覆われた独立形ランプソケットのつり下げ装置は、ランプソケット内の絶縁破壊の場合に、充電するおそれがある可触金属部をもってはならない。さらに、ねじを切った差込口があるランプソケット中にねじ込むことを意図したつり下げ装置は、12.2 の要求事項を満足しなければならない。

適否は、目視検査及び 12.6 の試験によって判定する。

12.8 特に組込用を意図しないランプレセプタクルは、電源電線用のへこみをもたなければならない。このへこみは、ランプソケットの取付面に垂直な電線管からの背面差込を許すために、次の最小寸法をもたなければならない。

- 高さ：7 mm
- 長さ：底部の直径又は幅に等しい
- 幅：16 mm，中心部において、直径 23 mm の円形空間に拡大

適否は、測定によって判定する。

寸法要求事項は、E5 及び E10 ランプソケットには適用しない。

12.9 特に組込用以外のランプレセプタクルの底部は、3 mm 径以上のねじによって固定するのに、適切でなければならない。

適否は、測定によって判定する。

...(削除)...

この要求事項は、E5 及び E10 ランプソケットには適用しない。

12.10 ケーブル引込口（単数又は複数）の準備が、ランプレセプタクルの可触外部表面上に作られる場合、それらは、ランプレセプタクルの可触外部表面から測定したとき、1 mm 以上の距離の機械的保護を与えるように、該当するケーブルカバー、電線管、筒管（トランキング）などの導入を許さなければならない。

適否は、測定及び 10.1 の据付試験によって判定する。

12.11 接点は、有効で確実な接触を通常の使用中に保証するように設計し、組み立てなければならない。

接点を動かすことは、ドームと外側枠との間の随意に行われる固定の動作とは、独立でなければならない。

注記 1 実際の電球口金に関する接触問題にとって、接触受金形は、この点で唯一の実際の解決策である。

適否は、目視検査及び 19.2 の試験によって判定する。

注記 2 単一の側面接点は許容する。

12.12 ...(削除)...

12.13 電球のフィラメントを橋絡するための装置は、ランプソケットに組み込んで서는ならない。

適否は、目視検査によって、また、必要な場合、試験によって判定する。

12.14 保持装置付ランプソケットは、緩めるトルクに確実に耐えなければならない。

関連スタンダードシートに従った商業用の黄銅の口金は、表 7 の電球口金のタイプによるトルクで保持装置付試験ランプソケットに押し込む。

表 7—締付トルク

電球口金	トルク Nm
E26	1.5±0.1
E39	2.0±0.1

電球は約 30° 戻す。この位置で、除去トルクを測定する。

除去トルクは、表 8 の最小値未満であってはならず、また、最大値を超えてはならない。

表 8—緩めるための最小及び最大トルク

電球口金	最小トルク Nm	最大トルク Nm
E26	0.5	2.0
E39	1.0	4.0

注記 電球口金が損傷を受けたり摩耗してみえる場合、新しい口金を試験に使用することが望ましい。

13 スイッチ付きランプソケット

13.1 スイッチは、250 V 以下で使用する普通形（非防水形）の E12、E14、E17 及び E26 ランプソケットに限り許容する。

適否は、目視検査によって判定する。

13.2 スイッチ付きランプソケットは、12.3 の構造要求事項及び 13.3～13.5 の追加要求事項、又は JIS C 4526-1 の関連要求事項に適合しなければならない。

注記 JIS C 4526-1 の関連要求事項の選択の指針は、附属書 B による。

13.3 ランプソケット中のスイッチは、フィラメント電球又は一般照明（GLS）のための安定器内蔵形電球で構成する負荷の断続ができなければならない。

適否は、次の試験によって判定する。

“T”又は“t”の表示のない E12 ランプソケットのスイッチは動作温度 60 °C、E17 ランプソケットのスイッチは動作温度 125 °C、E14 ランプソケットのスイッチは動作温度 100 °C、E26 ランプソケットのスイッチは動作温度 125 °C で試験する。

冷蔵庫又は食品冷凍庫の中での使用を意図したランプソケットスイッチは、定格動作温度で試験しなければならない。

“T”又は“t”温度表示をもつランプソケットのスイッチは、次の動作温度（最低値 25 °C）で試験しなければならない。

— E12 及び E14 ランプソケット：ランプソケットの温度表示値から 40 °C 減じた温度

— E17 及び E26 ランプソケット：ランプソケットの温度表示値から 50 °C 現じた温度

スイッチは、定格電圧の 1.1 倍の電圧及び定格電流の 1.25 倍の電流の交流（ $\cos \phi = 0.6 \pm 0.05$ ）を用いて試験する。

スイッチは、一定の間隔で、30 運動/分の速度で 200 回のスイッチ動作を、通常の方法で操作する。

次に、スイッチは、定格電圧及び定格電流の交流（ $\cos \phi = 1$ ）を用いて試験する。

スイッチは、一定の間隔で、30 運動/分の速度で 20 000 回（キーソケット及びスイッチ付き分岐ソケットは、10 000 回）のスイッチ動作を、通常の方法で操作する。

注記 上記試験を JIS C 4526-1 の対応する試験によって置き換えることは、検討中である。

試験の終了時に、ランプソケットは、14.4 に規定する絶縁抵抗及び耐電圧に対する試験に耐えなければならない、良好な動作状態になければならない。

13.4 スイッチ付きランプソケットは、スイッチの可動部分と電源線との間の偶然の接触を防止する構造でなければならない。

適否は、10.1 の試験及び手による試験によって判定する。

13.5 スイッチ操作部は充電部から、効果的に絶縁しなければならない、また、それが折れるか又は損傷を受けるとしても、それは充電部を露出させてはならない。

適否は、目視検査及び 13.3 に規定する試験によって判定する。

13.6 冷蔵庫及び食品冷凍庫の中で使用する意図のランプソケット中のスイッチは、その機器のランプの定格ワット数に従う電球を用いて試験してもよい。

14 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧

14.1 防滴形及び防雨形ランプソケットの外郭は、水の浸入に対して必要な保護等級を備えなければならない。

適否は、次の試験によって判定する。

ランプソケットは、それ向けに設計されたケーブル又は電線管を取り付ける。

ランプレセプタクルがある場合は、1 個の排出孔を開放し、下方に向けた状態で垂直面に取り付ける。他のランプソケットは、それらの電球差込口を垂直下方に向けて取り付ける。

防滴形ランプソケットの試験は、JIS C 0920 の付図 3 に示す仕組みの装置によって行う。ランプソケットの上方 200 mm の高さから垂直に、装置の全面に均一になるように、毎分 3 mm～5 mm の降雨を行う。試験時間は、10 分間とする。試験のために用いる水は、温度 15 °C ± 10 °C とする。

防雨形ランプソケットの試験は、JIS C 0920 に規定する IPX3 の試験によって行う。

この処理の直後、ランプソケットは、14.4 に規定する耐電圧試験に耐えなければならない。目視検査によって、水がかなりの程度まで入っていないことを示さなければならない。

注記 水が充電部と接触している場合、水は、かなりの程度入っているとみなす。この場合、電球を挿入するときに限り、充電部となる受金は、充電部とはみなさない。

14.2 防滴形及び防雨形ランプソケットのインレット開口部は、電線を伝う水滴がランプソケットの内側に達するおそれがないような方法で、電源電線の接続ができなければならない。

適否は、目視検査によって判定する。

14.3 ランプソケットは、通常の使用状態で起きるかもしれない湿気条件に耐えなければならない。

適否は、この箇条の湿度処理並びにその直後の絶縁抵抗の測定及び 14.4 の耐電圧試験によって判定する。

ケーブル差込口がある場合は、あけたままにして置く。(配線用) 孔がある場合は、それらのうちの一つをあける。

湿度処理は、相対湿度 91 %～95 % に維持した空気の恒湿槽中で実施する。空気温度は、試験品が配置できるすべての場所で、20 °C～30 °C の任意の都合のよい値 t から 1 °C の範囲内に維持する。

恒湿槽中に配置する前に、試験品は、 t °C～ $(t+4)$ °C の温度にする。

ランプソケットは、恒湿槽中に、次の期間保持する。

- 通常のランプソケットは、2 日間 (48 時間)、
- IPX1 防滴形ランプソケットは、7 日間 (168 時間)
- IPX3 防雨形ランプソケットは、7 日間 (168 時間)

注記 1 大抵の場合、試験品は、湿度処理の前に、それらを 4 時間以上この温度に保持することによって、規定する温度にすることができる。

注記 2 相対湿度 91～95 % は、恒湿槽中に空気との十分に広い接触面をもつ硫酸ナトリウム (Na_2SO_4) 又は硝酸カリウム (KNO_3) の飽和水溶液を置くことによって得ることができる。キャビネット内を規定条件に到達させるために、内部の空気の一定の循環を確保し、一般的に、熱絶縁されたキャビネットを使用することが必要である。

この処理の後、ランプソケットは、この規格に適合しなくなるような損傷があってはならない。

14.4 絶縁抵抗及び耐電圧は、次の間で十分でなければならない。

- a) 異極の充電部間。
- b) 上記の充電部と外部の金属部分(ランプレセプタクルの底,又は外郭の固定用のねじを含む。)との間、及び可触組立ねじとの間。
- c) 金属外郭の可触裏打ちが、12.3 に従って保護のために要求されるか、又は充電部と外郭の金属部分との間の距離が 17.1 の d) で要求する距離未満の場合は、金属外郭の裏打ちの内面及び外面との間。

適否は、湿度処理の直後に、恒湿槽の中又は試験品を規定の温度にした室内で、絶縁抵抗の測定及び耐電圧試験を行うことによって判定する。

絶縁抵抗は、ほぼ 500 V の直流電圧を加えて行う。測定は、電圧を 1 分間印加した後に行う。

絶縁抵抗は、次の箇所に対し、連続して測定する。

- a) 異極の充電部間、
- b) 共通接続した上記の充電部と本体との間、
- c) 可触金属部と絶縁用の裏打ちの内面に接触した金属はく(箔)がある場合は、それとの間。

b) で用いた語“本体”は、外部の金属部分、底部及び外郭の固定ねじ、可触組み立てねじ及び外部の絶縁部分と接触する金属はくを含む。

a) 及び b) で規定する測定は、まず、図 11 に示す試験用口金を挿入したランプソケットで、次に空のランプソケットで行う。

スイッチがある場合は、“オン”にする。

金属はくを、試験のために空のランプソケットで使用する場合、この金属受金を接点から絶縁する必要がある場合、金属はくは、金属受金に接触していなければならない。

絶縁抵抗は、次の値以上でなければならない。

- a) による測定は、2 M Ω
- 他のすべての場合は、4 M Ω

絶縁抵抗試験の直後、周波数が 50Hz 又は 60Hz、実効値が $(2U+1\ 000)$ V (U は、定格電圧) の正弦波形の交流電圧を、規定する箇所の間に 1 分間加える。さらに、スイッチ付きランプソケットは、この電圧を、異極の充電部とその他の金属部との間に加え、スイッチを開閉する。

定格電圧が 60 V を超えない E5 及び E10 ランプソケットの異極の充電部間の耐電圧試験電圧は、500 V に低減する。

最初に、規定電圧の半分以下の電圧を加え、そして、全電圧まで急速に上げる。

試験中に、フラッシュオーバー又は絶縁破壊が発生してはならない。

試験に用いる耐電圧試験機は、出力電圧を該当する試験電圧に調節した後、短絡したとき、出力電流が 200 mA 以上であるように設計しなければならない。

過電流リレーは、出力電流が 100 mA 未満であるときに動作してはならない。

印加した試験電圧の実効値が、 ± 3 % 以内で測定するように留意する。

電圧降下のないグロー放電は、無視する。

15 機械的強度

15.1 ランプソケットは、十分な機械的強度をもち、ランプソケットを電線管までねじ込むことによるひ

ずみだけでなく、電球の挿入によるひずみにも耐えなければならない。

適否は、15.2～15.7の試験によって判定する。

注記 キャンドルランプソケットを除いて、ランプソケットの取付用又は附属させるための腕木若しくは類似の装置は、この箇条の要求事項では扱わない。そのような装置の機械的強度は、ランプソケットが意図する機器の規格の要求事項を満足しなければならない。

15.2 外側枠、受金及びドームの機械的強度は、試験品に試験用口金をねじ込むことによって判定する。次のトルクを1分間加える。

- E5 ランプソケットは、0.3 Nm,
- E10 及び EZ10 ランプソケットは、0.3 Nm,
- E11 ランプソケットは、0.5 Nm,
- E12 ランプソケットは、0.5 Nm
- ねじを切った差込口によって固定する E14 キャンドルランプソケットは、0.5 Nm,
- 外側枠によって締め付ける E14 キャンドルランプソケットは、1.2 Nm,
- その他の E14 及び EZ14 ランプソケットは、1.2 Nm,
- E17 ランプソケットは、1.2 Nm,
- E26 ランプソケットは、2 Nm,
- E39 ランプソケットは、4 Nm。

E14 試験用口金寸法は、表 9 の規定による。

表 9—試験用口金の寸法

ランプソケット	寸法 $S^a)$ mm	中心接点の直径 mm
E14	5.5	4.8
注 ^{a)} 寸法 S の意味は、図 13 を参照する。		

その他の試験用口金寸法は、図 18A の規定による。

E5 及び E10 ランプソケットは、試験は、そのランプソケットが、設計で意図した電球口金と同一の寸法の口金を用いて実施する。

試験は、2 回行う。1 回目は外側枠の所で試験品を締め付け、2 回目はねじを切った差込口、ドーム又は背板に、そのランプソケットの形式に従って、試験品を固定して行う。

試験の終了時に、試験品は、その通常の使用を阻害するいかなる変化をも示してはならない。

15.3 試験品のドーム又は背板を固定し、15.2 に示すトルクを、外側枠とドームの間のねじ込み接続を締め付けるように、1 分間外側受金に加える。

この試験は、外側枠とドームとの間の接続の緩みも、いかなる他の損傷をも引き起こしてはならない。

この試験は、E5 及び E10 ランプソケットには適用しない。

15.4 ねじを切った差込口があるランプソケットのドームは、通常の使用状態で黄銅電線管に固定する。止めねじは、16.1 の表に示す値に等しいトルクで締め付け、ねじを切った差込口の固定が、15.2 に規定するトルクを反時計方向に 1 分間加えることによって試験する。

このトルクを加えることによって、ねじを切った差込口が緩んで、黄銅電線管から離れてはならない。

しかし、ねじを切った差込口が緩んで離れる場合、更に止めねじは、この試験中に、差込口が緩んで離れるのを防止するために必要である最小トルクで締め付け、この最小値を記録する。

注記 1 この試験中、トルクを約 20 % の刻みで増加することが实际的である。

加えるトルクの最小値を、16.1の試験のために記録する。

注記2 15.2～15.4の試験は、図6による装置を使用することが望ましい。

15.5 ドームとねじを切った差込口との間の接続の強度は、図12に示すように検査する。

試験品を、水平の姿勢で、ねじを切った差込口によって固定する。口金に対して、受容できる最大 IEC 寸法をもつねじ山及び図12によるその他の寸法をもつ心棒をそのランプソケットにねじ込み、1分間、図12に示す質量を負荷する。心棒の末端は、5 mm を超えて下がってはならない。

試験品は、損傷してはならない。永久的な変形が発生する場合は、試験品を元の姿勢に押し込み、試験を5回繰り返し、その後、試験品は、その通常の使用を阻害する損傷を示してはならない。

この試験は、キャンドルランプソケットに適用しない。

15.6 導電性の外面がある又はない絶縁材料の外枠及び受金と金属製のランプソケット外面の間にある絶縁用リングの機械的強度は、次に示す詳細に従って、JIS C 60068-2-75 に規定する振り子衝撃試験の手段によって、検査する (JIS C 60068-2-75 の 3.9 参照)。

a) 取付方法 試験品を、その軸が支持物に対して水平、かつ、平行な状態になるようにして、外郭の端がベニヤ板に触れるように取付具を用いて取り付ける。

注記 円筒形の形状と異なったランプソケットは、適切な松の木にくさびをさすことによって、軸がベニヤ板に平行になる状態にしてもよい。

b) 落下高さ 打撃素子を表10に示した高さから落下させる。

表10—落下高さ

材料	落下高さ mm
磁器材料	100±1
他の材料	150±1.5

ただし、装飾用カバーなしで試験するキャンドルランプソケットは、100 mm の落下高さで試験する。

c) 衝撃回数 外側枠の端及び絶縁用リングの周囲に均等に4回当てる。

絶縁材料のランプソケットは、外側枠の端に当てる。金属ランプソケットは、ねじ受金と外面との間にある絶縁用リングの位置に当てる。

b) に規定するようなキャンドルランプソケットには、周囲の90°ずれた2か所に各1回の衝撃を与える。その衝撃は、キャンドルランプソケットの端から5 mm 離れた部分に当てる。

d) 前処理 適用しない。

e) 初期測定 適用しない。

f) 姿勢及び衝撃の位置 c) 参照。

g) 動作及び機能の観測 試験品は、衝撃の間は動作させない。

h) 適合及び不適合の判定 試験後、試験品は、この規格に適合しなくなるような重大な損傷を示してはならない。特に次に注意する。

1) 充電部が可触になってはならない。

箇条 17 に規定する値未満に沿面距離及び空間距離を減らさないランプソケットの損傷及び感電に対する保護及び水の浸入に対して影響を及ぼさない小さな破片は、無視する。

2) 裸眼で見えないき裂及び繊維で強化されたモールドの表面のき裂は、無視する。

その部分が省略されてもランプソケットが規格に適合する場合、その部分の外側表面のき裂や孔は無視する。

- i) 回復 適用しない。
- j) 最終測定 h) 参照。

E5 及び E10 のランプソケットの機械的強度は、JIS C 60068-2-32 に規定する自由落下試験によって判定する。

E5 及び E10 ランプソケットは、安全に影響を与える損傷なしに、5 回転/分で回転するタンブリングバレルの 3 mm 厚のスチール板に 500 mm の高さから 50 回落下（すなわち、1 分間に 10 回の落下）させることに耐えなければならない。

注記 照明器具又は他の装置に使用されるランプソケットの機械的強度は、**JIS C 60068-2-75** に規定するスプリング衝撃装置によって試験してもよい。**JIS C 8105-1** では、部品の材料及び照明器具の種類によって 0.2~0.7 Nm の値の衝撃を加える。

15.6.1 さらに、スナップオン形の外側枠のランプソケットは、次の試験を行う。

ランプソケットの軸に沿って、外側枠に 5 kg の質量の押し力及び引き力を 1 分間加える。

試験後、外側枠は、意図した位置に保持されていないといけない。

さらに、標準試験指の先端を用いて、あらゆる位置に 30 N の力を加えたとき、外側枠が外れてはならない。

15.7 金属ランプソケットは、外部金属部品（外側枠及びドーム）の機械的強度を、**図 9** の装置によって、試験する。

種々の部品は、完全なランプソケットに載せて試験する。各部品は、次の表に示す圧力を 1 分間、2 回加える。圧力は、相互に直角である 2 本の直径に加える。試験は、外側枠及び外面が導電性の絶縁材料製のドームについては行わない。

この試験の間及び後に、試験品の変形は、**表 11** に示す値を超えてはならない。

表 11—最大変形の値

ランプソケット	圧力 N	最大変形 mm	
		試験中	試験後
EZ10, E11, E12, E14, EZ14, E17	75	1	0.3
E26	100	2	0.3
E39	100	4	0.5

この試験は、E5 及び E10 ランプソケット及び類似の小形ランプソケットには適用しない。

15.8 差込口及びパッキング押さえは、通常取付け及び使用中に発生する機械的ストレスに耐えなければならない。

適否は、次の試験によって判定する。

ねじ込みパッキング押さえは、パッキングの内径の下方の最も近い整数で表したミリメートルに等しい直径をもつ円筒形金属棒を取り付ける。次に、パッキング押さえを、適切なスパナによって締め付ける。金属性のパッキング押さえは 30 N、又は成形材でできたパッキング押さえは 20 N の力を、半径 25 cm の所に 1 分間加える。

試験の終わりに、パッキング押さえ及び外郭は、損傷を示してはならない。

15.9 ランプレセプタクルは、損傷なしに、支持物に固定することに耐えるように設計されなければならない。

適否は、次の試験によって判定する。

ランプレセプタクルの背板を、背板の固定孔の軸間の距離に等しい間隔をあけた二つのねじ穴をもつ、硬く平坦な鋼板にねじで固定する。

固定用ねじの公称直径は次のとおり。ただし、3 mm、3.5 mm、4 mm のいずれかを指定値としてもよい。

- E10、EZ10、E11、E12、EZ14、E17 及び E26 ランプソケットは、3 mm ねじ
- それ以外のランプソケットは、4 mm ねじ

ねじは、徐々に締め付ける。加える最大トルクは、次の値とする。

- 3 mm ねじは、0.5 Nm
- 3.5 mm ねじは、0.8 Nm
- 4 mm ねじは、1.2 Nm

これらの要求事項は、E5 ランプソケットに適用しない。

特に組込用のランプレセプタクルは、この試験を、製造業者が規定する附属器具を用いて実施する。

この試験後、ランプレセプタクルは、それを更に使用することを阻害する損傷を示してはならない。

16 ねじ、通電部及び接続

16.1 ねじ及び機械的接続は、その故障によって、ランプソケットに危険が生じるおそれのある場合、通常の使用状態で通常の使用状態で発生する機械的ストレスに耐えなければならない。

適否は、目視検査及び次の試験によって判定する。

注記 ねじ込み接続は、既に部分的に、箇条 15 の試験によって判定している。

ランプソケットに接続するとき、動かすかもしれないねじ及びナットは、

- 金属に切っためねじ山の中で、動くねじは 5 回
- 絶縁材料に切っためねじ山の中で、動くねじは 10 回

次の表 12 に示すトルクを加える適切な試験用ねじ回しによって、締め付け、緩める。ただし、15.4 の試験中に増加したトルクを適用したねじで、トルクを増加して締め付ける止めねじは除く。1 欄は、締め付けたとき、ねじが孔から突出しない場合、頭なしねじに適用する。2 欄は、その他のねじに適用する。絶縁材料に切っためねじ山の中で動くねじは、毎回、完全に外し、再挿入する。

この試験後、ねじ及びナットは、ねじを切った接続部を更に使用することを阻害する損傷を示してはならない。

表 12—トルク値

公称ねじ径 mm	トルク Nm	
	1	2
2.8 以下	0.20	0.4
2.8 を超え 3.0 以下	0.25	0.5
3.0 を超え 3.2 以下	0.30	0.6
3.2 を超え 3.6 以下	0.40	0.8
3.6 を超え 4.1 以下	0.70	1.2
4.1 を超え 4.7 以下	0.80	1.8
4.7 を超え 5.3 以下	0.80	2.0
5.3 を超え 6.0 以下	—	2.5
6.0 を超え 8.0 以下	—	8.0
8.0 を超え 10.0 以下	—	17.0
10.0 を超え 12.0 以下	—	29.0
12.0 を超え 14.0 以下	—	48.0
14.0 を超え 16.0 以下	—	114.0

注記 ランプソケットに接続するとき、動かすねじは、例えば、接続を行うために緩めなければならないカバー固定ねじを含む。ランプソケットをそれらの支持台に固定するためのねじ及び電線管のねじ山接続は、除外する。

試験用ねじ回しの刃の形状は、試験するねじの、溝に合わなければならない。ねじは、急激に締め付けてはならない。

16.2 絶縁材料に切ったねじ山の中で動くねじの場合、ねじ山の長さは、3 mm に公称ねじ径の 3 分の 1 を加えた値以上でなければならない。ただし、この長さは、8 mm を超える必要はない。

ねじをねじ山に適正に挿入することを確保しなければならない。

適否は、目視検査、測定及び手による試験によって判定する。

注記 適正に挿入することに関する要求事項は、そのねじを斜めに挿入することが防止されている場合、例えば、固定する部品によって、めねじに作ったへこみによって、又はねじ山を除いたリード部をもつねじの使用によって、そのねじを案内する場合は、満足する。

16.3 電氣的接続は、接触圧力が、セラミック以外の絶縁材料を通して伝達されないように設計されなければならない。ただし、絶縁材料に発生するかもしれない、いかなる収縮をも補償するのに十分な弾性が金属部分にある場合を除く。

ねじ山は、垂鉛又はアルミニウムのような、軟らかい又はクリープしやすい金属製であってはならない。

接触圧力伝達ねじ及びそのランプソケットに接続を行うとき動かすかもしれない 3 mm 未満の公称径のねじは、金属ナット又は金属インサート中にねじ込まなければならない。固定用のねじは、この要求事項は適用しない。

適否は、目視検査によって判定する。

16.4 機械的接続だけでなく、電氣的接続としても用いられるねじ及びリベットは、緩まないように固定されなければならない。

適否は、目視検査及び手による試験によって判定する。

注記 1 ばね座金は、十分な固定を備えているかもしれない。リベットは、非円形の軸又は適切な刻み目は、固定に対して十分であるかもしれない。

注記 2 温度上昇時に軟化する密封コンパウンドは、通常の使用中にねじれを受けないねじ接続に対してだけ十分な固定となる。

16.5 通電部分は、銅製であるか、50 %以上の銅を含む合金製であるか、又は同等以上の特性をもつ材料製でなければならない。

この要求事項は、端子ねじのような電流伝導に本質的には寄与しないねじには適用しない。

適否は、目視検査によって、また、必要な場合、化学的分析によって判定する。箇条 18 及び箇条 21 の試験は、電流容量、機械的強度及び通常の使用状態で遭遇する可能性のある腐食に関して、銅と同等であるかどうかを示すであろう。

注記 腐食及び機械的特性には、特別に留意することが望ましい。

17 沿面距離及び空間距離

17.1 沿面距離及び空間距離は、ランプソケットを通常の使用状態のように取り付け、電球をランプソケットの中に挿入するか、又はそれから外すとき、表 13 に示す値以上でなければならない。

電球口金の中心接点は、次の直径をもたなければならない。

— E5 ランプソケットは、2.4 mm

- E10 及び EZ10 ランプソケットは、3.8 mm
- E11 ランプソケットは、3.5 mm
- E12 及び EZ14 ランプソケットは、4.0 mm
- E14 ランプソケットは、5.5 mm
- E17 ランプソケットは、5.0 mm
- E26 ランプソケットは、11.5 mm
- E39 ランプソケットは、15.0 mm

浮動部品の動きは、沿面距離又は沿面距離が規定値よりも減少することを防止するように、制限しなければならない。

注記 1 表 13 で規定する距離は、JIS C 0664 に従った器具レベルの設置カテゴリを適用している。また、器具は通常、非導電性の汚染だけが発生するが、場合によっては凝結によって起こる一時的な導電性も予測しなければならない設置場所に置かれるため、汚損度 2 を参照している。その他の設置カテゴリ又はより高い汚損度に対する距離を含めるために、この表の拡張を検討している。

表 13—交流 (50/60Hz) 正弦波電圧に対する最小距離

距離 mm	定格電圧 V				
	50	150	250	500 ^{d)}	750 ^{d)}
a) 異極の充電部間及び					
b) 絶縁材料で覆われない場合、充電部と外部金属部（このことは、ランプレセプタクルのねじを含む。）との間					
— 沿面距離					
絶縁 PTI \geq 600 ^{a)}	0.6	1.4	1.7	3	4
PTI $<$ 600 ^{a)}	1.2	1.6	2.5	5	8
— 空間距離 ^{d)}	0.2	1.4	1.7	3	4
c) ランプレセプタクルに対して*)					
— 充電部と取付面との間及び					
— 充電部と埋込を特に意図しないランプレセプタクル中の電源線のための空間の境界との間	0.5	3.2	3.6	4.8	6
注記 沿面距離及び空間距離の値は、表の値の間を直線補間法によって、動作電圧の瞬時値に対して補ってもよい。					
注*) この値は、取付面に起こり得る不均一を考慮する。					
[注 ^{a)} 及び注 ^{d)} は、17.1 の a) 及び d) を参照する。]					

注記 2 特別なソケットタイプの標準定格に関する情報を、簡条 5 に示す。

- a) JIS C 2134 による PTI (保証トラッキング指数)
- b) トラッキングが発生するおそれがない、通電しないか又は接地する意図のない部分までの沿面距離の場合、PTI \geq 600 の材料のための規定値を、すべての材料に適用する (実際の PTI とは無関係に)。
 - 60 秒未満の動作電圧を受ける沿面距離の場合、PTI \geq 600 の材料のための規定値をすべての材料に適用する。
- c) じんあい又は湿気による汚染を受けるおそれがない沿面距離の場合、PTI \geq 600 の材料のための規定値を適用する (実際の PTI とは無関係に)。

- d) 中が空のランプソケット（ねじ切りのないランプソケット）における充電部と受金との間の空間距離は、2 mm 未満であってはならない。

注記 3 外側枠とドームとの間の接続のための金属製の固定装置(9.3 参照)は、次のように考慮する。

- 固定装置が、中心接点と一体になっていれば、表 13 中 a) の空間距離を適用する。
- 固定装置が、側面接点と一体になっていれば、上記 d) を適用する。
- 固定装置が別々の部分である場合は、その他の距離を要求する部分とできる限り短くなるように考慮する。

表 14—非正弦波パルス電圧に対する最小距離

定格パルス電圧	ピーク kV	2	2.5	3	4	5	6	8
最小空間距離	mm	1	1.5	2	3	4	5.5	8

正弦波電圧及び非正弦波パルス電圧の両方を受ける距離に対する最小必要距離は、表 13 又は表 14 のいずれかの表中で示す最高値以上でなければならない。

沿面距離は、要求される最小空間距離以上でなければならない。

異極の充電部間の最小沿面距離及び空間距離は、直列接続を意図した E5 ランプソケットは、1 mm に、E10 ランプソケットは、2 mm (PTI<600 として) に低減する（最大定格電圧は、E5 ランプソケットは 25 V 及び E10 ランプソケットは 60 V。）。

適否は、10.1 による最大断面積の電源電線を、端子に接続して及び接続せずに測定することによって判定する。

17.2 密封コンパウンドは、へこみの縁で、突出してはならない。

適否は、目視検査によって判定する。

18 通常動作

通常の使用は、過度の摩耗又はその他の有害な作用をもたらしてはならない。

絶縁及び偶然の接触に対する保護は、重大な悪影響を受けてはならない。裏打ち、障壁及び類似のものは、十分な機械的強度をもち、確実に固定しなければならない。

通常動作で予想される温度上昇及び振動は、電氣的接続の緩みを引き起こしてはならない。

適否は、次の試験によって判定する。

試験品を、図 4 に示す試験装置の中に置く。図 5 に示す試験用口金は、約 15 回/分の速度で 100 回ねじ込み、ねじ回して外す。

ランプソケットは、動作回数の半分の回数の間、ランプソケットの形に従って、ねじを切った差込口、ドーム又は背板によって固定し、また、他の半分の間は、外側枠で固定する。

試験用口金は、次のトルクによってねじ込む。

- EZ10 ランプソケットは、0.23 Nm
- E11 及び E12 ランプソケットは、0.38 Nm
- キャンドルランプソケット E14 は、0.4 Nm
- E14 及び EZ14 ランプソケットは、1 Nm
- E17 ランプソケットは、1 Nm
- E26 ランプソケットは、1.5 Nm
- E39 ランプソケットは、3 Nm

試験の終了時に試験品は、次の状態であってはならない。

- その動作を阻害する摩耗
- 感電保護を弱める損傷
- 電氣的接点の緩み
- 枠とドームとの間の接続の緩み
- ねじを切った差込口を固定する止めねじの緩み

最後に、試験品は、8.2の要求事項を満足し、14.4の耐電圧試験に耐えなければならない。試験電圧は、それぞれの場合、500 V 低くする。

注記 箇条 14 の耐湿処理は、この耐電圧試験の前では、繰り返さない。

これらの要求事項は、E5 及び E10 ランプソケットに適用しない。

19 熱耐久性

19.1 ランプソケットは、十分な耐熱性をもたなければならない。

適否は、19.2～19.4 及び 19.4A の試験によって判定する。

19.2

- (対応国際規格の、E27 ランプソケットの規定を削除した。)
- E14 ランプソケットは、次による。

ランプソケットを使用目的に従って取り付け、図 13 に適合する硬い鋼（なるべく、ステンレス鋼）の試験口金 B を、キャンドルランプソケット E14 の場合は 0.4 Nm のトルクで、また、他のすべてのランプソケット E14 の場合は 1 Nm のトルクで、中にねじ込む。次にランプソケットに試験用口金 B をねじ込んだ状態で、ソケットアップの垂直姿勢で、ほぼ 70 °C の温度の恒温槽中に配置する（試験用口金の質量が、ランプソケットを圧迫してはならないため）。この温度は、1 時間 ± 15 分以内に 145 °C に上昇させる。照明器具と一体になった部品となるランプソケットは、この温度は JIS C 8105-1 の 12.4.2 の動作条件に従って測定された温度に上昇分 10 K を加える。その許容差は ± 5 °C とする。

この温度に達し、その温度を保持した後、ランプソケットに、ランプソケットの定格電流に等しい電流を、48 時間流す。

この期間後、ランプソケットを恒温槽から取り出し、試験用口金なしで、24 時間冷却する。

- EZ10、E11、E12、EZ14、E17 及び E26 ランプソケットは、E14 の試験値を表 14A に置き換えて適用する。

表 14A—耐熱性の試験条件

ランプソケット	試験用口金 B (E14 は図 13)	トルク Nm (E14 は 1 Nm)	初期配置温度 (E14 は 70 °C)	1 時間後の温度 (E14 は 145 °C)
EZ10	図 18A	0.38	70	235
E11	図 18A	0.38	70	235
E12	図 18A	0.38	70	110
EZ14	図 18A	0.38	70	235
E17	図 18A	0.45	70	175
E26	図 18A	1.5	85	175*)
注*) 照明器具と一体になった部品となるランプソケットは、試験温度は、JIS C 8105-1 の 12.4.2 による照明器具の中で測定した温度である。				

図 13 に適合する、硬い黄銅口金 A 又は図 18A の試験用口金を、同一のトルクを用いて、そのランプソ

ケットにねじ込み、そして、ねじって外す。この操作を 10 回実施し、その後、ランプソケットの端子間の接触抵抗を、測定する。

この測定は、6 V 以下の交流回路において、ランプソケットの定格電流で行う。スイッチ付きランプソケットは、スイッチの接触抵抗は、無視する。接触抵抗の実測値は、0.02 Ω を超えてはならない。

注記 試験用口金は、接点抵抗測定のために、ランプソケット中にねじ込む前に、入念に清掃し、磨いておく。

— E26 及び E14 ランプソケットは、

“T” 又は “t” 表示ランプソケットは、表示温度に上昇分 10 K を加えた温度で試験する。

冷蔵庫及び食品冷凍庫中で使用するランプソケットは、定格動作温度の上限値に上昇分 10 K を加えた温度で試験する。

これらの要求事項は、E5、E10 及び E39 ランプソケットには適用しない。

19.3 接点及びその他の通電部分は、過度の温度上昇を防止するような構造でなければならない。

適否は、その端子の中に、10.1 による最大断面積の導体を取り付けたランプソケットについて、19.2 の試験の直後に行う次の試験によって判定する。

端子ねじは、16.1 のトルクの 3 分の 2 のトルクで締め付ける。ランプソケットは、開放端を下方に向け、その定格電流の 1.25 倍の電流を、1 時間流す。

端子の温度上昇は、上昇分が 45 K を超えてはならない。

この温度は、溶融粒子又は熱電対によって測定し、温度計は用いない。

この試験に対して、E14 は、**図 11** に示す特殊な試験用口金、その他は **図 18A** の試験用口金を使用する。

試験後、10.4 で規定するように、導体は、損傷しないことを確認する。

注記 みつろう（蜜蝋）の小球（直径 3 mm、溶融温度 65 °C）は、周囲温度が、20 °C に等しい場合、溶融粒子として、使用してもよい。

これらの要求事項は、定格電圧が 60 V 以下の E5 及び E10 ランプソケットには適用しない。

19.4 次に、熱耐久性を、**表 15** に示す温度の恒温槽の中で試験する。

注記 “t” 表示ランプソケットは、この項を適用しない。

表 15—恒温槽の温度

ランプソケット	温度 °C
E10 全般	75
E5 及び E10 (照明器具と一体になっている*)	75 又は測定温度+15 (いずれか高い方)
<u>EZ10 及び E11</u>	<u>260</u>
<u>E12</u>	<u>135</u>
E14	170
<u>EZ14</u>	<u>260</u>
<u>E17</u>	<u>200</u>
<u>E26</u>	<u>200</u>
<u>E39</u>	<u>260</u>
注*) E5、E10 及びクリスマスツリー照明飾りのような照明器具と一体になった類似の小さいランプソケットは、温度は照明器具において、ランプガラスから口金までの接合部から 2 mm の距離の電球口金上で測定する。	

“T” 表示ランプソケットは、表示温度に上昇分 35 K を加えた温度で試験する。

冷蔵庫及び食品冷凍庫の中で使用する目的のランプソケットは、次によって試験する。

- a) 定格最低温度
b) 定格動作温度に上昇分 35 K を加えた温度

a)の場合、試験時間は、16 時間に低減する。

この試験の直後、ランプソケットに、15.6 の試験を再度行う。

図 13 (試験用口金 B) 又は図 18A に適合する硬い鋼の (なるべく、ステンレス鋼製の) 試験用口金を、ランプソケットに十分に深くねじ込む。次に、試験用口金をねじ込んだ状態で、表中に規定する温度のほぼ 2 分の 1 の温度をもつ恒温槽中に、ソケットアップの垂直姿勢で配置する (その理由は、試験用口金の質量がランプソケットを圧迫してはならないからである)。この温度は、1 時間±15 分以内に必要とする試験温度に上げる。この後、試験は、中断することなく、168 時間続ける。

試験温度は、許容差±5 K に維持する。

試験中は、ランプソケットは、特に次の点において、さらなる使用を阻害するいかなる変化も受けてはならない。

- 感電保護の低減
- 電気接点の緩み
- 割れ目、膨れ又は収縮
- 密封コンパウンドの流出

試験用口金は、適切な室温に冷却した後、ランプソケットから外す。

試験終了のときに、ねじ山が変形しなかったかどうか検査する。試験は、JIS C 7709-3 に受金ねじ山通りゲージがある場合、その該当するものによって行う。受金ねじ山通りゲージがないものは、適切なランプを使用して行う。

さらに、そのランプソケットは、15.2 及び 15.6 に規定する条件のもとで行う機械的強度試験に耐えなければならない。ただし、それぞれトルクは、元の値の 50 % に下げ、落下高さは、5 cm に下げる。

密封コンパウンドは、充電部が露出する程度まで流出してはならない。コンパウンドの単なる変位は、無視する。

この試験は、一体となったランプソケットには行わない。

19.4A “t” 表示ランプソケットは、次に適合しなければならない。

つまみ又はボタンの部分以外は、表 15A に示す温度の空气中に 1 時間、つまみ又はボタンは、100 °C ± 3 °C の空气中に 1 時間放置したとき、緩み、膨れ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じてはならない。

注記 プルソケット、分岐ソケットなどの引きひもの先端に取り付けられているものには、この要求事項は適用しない。

表 15A—恒温槽の温度

区分	温度 °C
公称直径が 26 mm 未満の受金をもつもの	100±3
公称直径が 26 mm の受金をもつもの	150±3
公称直径が 26 mm を超える受金をもつもの	200±3

20 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性

20.1 絶縁材料

接点を保持する部分及び絶縁材料製のランプソケット及び導電性の外面をもつ絶縁材料製の外付け部分を含む、ランプソケットの外付け部分は、耐熱性でなければならない。

セラミック以外の材料の適否は、ボールプレッシャー試験の図 10 の装置によって判定する。

この規格の箇条 20 によって要求するすべての試験は、照明器具と一体になったランプソケットには行わない。同様の試験が、JIS C 8105-1 の第 13 章で要求される。ただし、これらの試験の動作条件は、ランプソケットの特性及びこの規格の箇条 20 に規定するものを考慮する。

E5 及び E10 ランプソケットは、接点を保持する部分だけにボールプレッシャー試験を行う。

試験する部品の表面は、水平の姿勢に配置し、直径 5 mm の鋼球を、20 N の力でこの表面に押し付ける。

試験は、19.4 に示す温度で恒温槽の中で行う。ただし、E5 及び E10 ランプソケットは、温度を 125 °C とする。“t”表示ランプソケットは、表示温度に上昇分 35 K を加えた温度（ただし、充電部保持材は 125 °C 以上）で試験を行う。

試験負荷及び支持装置は、試験が始まる前に、それらが、安定した試験温度に達したことを保証するのに十分な時間、恒温槽中に配置する。

試験する部品は、試験負荷を加える前に、1 時間、恒温槽中に配置する。

試験する面が屈曲する場合は、鋼球で押す部品を支える。この目的のために、完全な試験品で試験を行うことができない場合は、適切な部分をそれから切り出してもよい。

試験品は、厚さ 2.5 mm 以上とするが、この厚さを試験品上からとることができない場合は、2 個以上の試験品を積み重ねる。

1 時間後、鋼球を試験品から外し、試験品を、ほぼ室温に冷却するために、冷水中に 10 秒間浸せきする。鋼球が与えるこん跡の直径は、2 mm を超えてはならない。

注記 ランプソケット受金のような曲面の場合、へこみがだ円であれば、短軸を測定する。

疑義がある場合、こん跡の深さを測定し、直径 ϕ を $\phi = 2\sqrt{p(5-p)}$ を用いて計算する。ここで p は、こん跡の深さを示す。

20.2 感電に対する保護を備えた、絶縁材料製の外付け部品（外側枠、受金、ドーム又は背板）及び充電部又は ELV 部を正しい位置に保持する絶縁材料製部品（端子／接点組立品）は、耐燃性及び耐着火性でなければならない。

セラミック以外の材料は、適否は、20.3 又は 20.4 の試験によって判定する。

電球を、ランプソケットに挿入するときに限り、充電部となる受金は、この規格の意味では、充電部とはみなさない。

したがって、上記の受金を正しい位置に保持する絶縁材料は、20.3 によって判定する。

20.3 感電に対する保護を備えた、絶縁材料製の外付け部品（導電性外面をもつ外付け部品を含む）及び ELV を正しい位置に保持する絶縁材料製部品は、JIS C 60695-2-11 に従って、グローワイヤ試験を行う。次の細目を適用する。

- 試験品は、完全なランプソケットである。試験を実施するために、ランプソケットの部品を取り去ることが必要であるが、試験条件が、通常の使用状態で発生する状態とは著しく異ならないことを保証するように留意しなければならない。
- 試験品は、運搬台に取り付け、上縁からなるべく 15 mm 以上離れたところに、1 N の力で、グローワイヤの先端が、試験する面の中心に入るように押し付ける。グローワイヤへの侵入は、機械的に 7 mm に制限する。

上記の試験品に対する試験の実施が、試験品が小さすぎるために不可能である場合、上記の試験は、同一の材料でできた別の試験品（正方形 30 mm×30 mm でその試験品の最小厚さに等しい厚さのもの）で行

う。

- グローワイヤの先端の温度は、650 °Cとする。

30 秒後、試験品は、グローワイヤの先端との接触から引き離す。グローワイヤの温度及び加熱電流は、試験を開始する前に1分間一定とする。熱放射が、この期間、試験品に影響を与えないように留意する。グローワイヤの先端温度は、JIS C 60695-2-11 で規定するように組み立て、校正されたシースのある細い熱電対によって測定する。

- 試験品の炎又は赤熱は、グローワイヤを引き抜いた後30秒以内に消えなければならない。また、発炎する滴下物は、試験品の下、200 mm±5 mm に水平に広げた JIS P 0001 の定義 6228 に記載されたような1枚のティッシュペーパーに着火してはならない。

20.4 充電部又は ELV ランプ導体を正しい姿勢に保持する、絶縁材料製の部品は、JIS C 60695-2-2 によるニードルフレーム試験を、次の細目に従って行う。

- 試験品は、完全なランプソケットとする。試験を実施するために、ランプソケットの部品を外すことが必要な場合は（例えば、試験する部分を別の方法で覆うような接点）、試験条件が、通常の使用状態で発生する状態とは著しくは異ならないように留意する。
- 試験炎は、試験する面の中心に当てる。
- 接炎時間は、10 秒間とする。
- 持続する炎は、ガス炎を取り去った後30秒以内に消えなければならない。材料から燃焼して落ちる滴下物は、試験品の下200 mm±5 mm に水平に広げた、1枚のティッシュペーパーに着火してはならない。

注記 追加の情報は、**図 18** の説明資料を参照。

20.5 防滴形ランプソケットは、充電部又は ELV 部を正しい姿勢に保持する絶縁用部品は、十分な耐トラッキング性をもたなければならない。

セラミック以外の材料の適否は、JIS C 2134 の耐トラッキング試験によって判定しなければならない。次の細目を条件とする。

- 試験品が 15 mm×15 mm 以上の正方形の平面をもたない場合、試験は、滴下した液体が、試験中に、試験品から流れ出ない限り、寸法を低減して、平坦な表面上で実施してもよい。ただし、人工的な装置を、その表面上に液体を保持するために使用しない。疑義がある場合、試験は、同一工程で製造された同一材料で作られた、規定の寸法をもつ別の試験品で実施してもよい。
- 試験品の厚さが 3 mm 未満の場合は 2 個、又は必要な場合、それを超える個数の試験品を、3 mm 以上の厚さとなるように積み上げる。
- 試験は、試験品の 3 か所で、又は 3 個の試験品上で行う。
- 電極は、白金製とし、JIS C 2134 の 5.4 に規定する試験溶液 A を用いる。
- 防滴形ランプソケットの試験品は、PTI 175 の試験電圧で破壊することなく 50 滴に耐えるものとする。
- 0.5 A 以上の電流が、試験品表面上の電極間の導電性経路内で 2 秒以上流れ、過電流リレーが動作する場合、又は試験品が、過電流リレーを開放することなしに燃焼する場合、故障が発生している。
- 腐食の決定に関する JIS C 2134 の 6.4 は適用しない。
- 表面処理に関する JIS C 2134 の 3.の備考 1 は、適用しない。

21 過度の残留ストレス（自然割れ）及びさびに対する抵抗力

21.1 銅又は銅合金の圧延板の接点及びその他の部品は、その破壊によって危険が生じるおそれのある場合、過度の残留ストレスによって、損傷を受けてはならない。

適否は、次の試験によって判定する。

試験品の表面は、入念に清掃する。ワニスは、アセトンで、油脂及び指あとは、石油アルコール又は類似のものによって、除く。

試験品は、その底部を pH 値 10 の塩化アンモニウム溶液によって覆った試験槽の中に、24 時間配置する（試験用キャビネット、試験用溶液、及び試験手続きは、**附属書 A** 参照。）。

この処理後、試験品を、流水の中で洗う。24 時間後、それらを光学的倍率 8 倍で目視検査したとき、割れ目を示してはならない。

絶縁用リングの固定部分の近傍の、金属ランプソケットの外側枠の非常に制限された部分において発生するかもしれない割れ目は、考慮しない。

注記 試験結果に影響しないように、試験品は注意して取り扱わなければならない。

21.2 鉄を含有する部品は、そのさびがランプソケットの安全を危うくするおそれのある場合は、適切な防せい（錆）保護を施さなければならない。

適否は、次の試験によって判定する。

すべての油脂は、適切な脱脂剤の中に、10 分間浸せきすることによって、被試験部品から除く。次に、温度 $20\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 5\text{ }^{\circ}\text{C}$ の塩化アンモニウム 10 % 水溶液に 10 分間浸せきする。乾燥させないが、水滴を振り落とした後に、部品を温度 $20\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 5\text{ }^{\circ}\text{C}$ の飽和水蒸気で満たした箱の中に 10 分間置く。

その部品を、温度 $100\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 5\text{ }^{\circ}\text{C}$ の恒温槽の中で 10 分間乾燥した後、鋭い縁のさびのこん跡及び黄色がかったフィルムは、こすって除いてもよい。その後、それらの表面にさびの徴候があってはならない。

小形のら（螺）旋ばねなど及び摩耗にさらされる鉄を含んだ部品は、油脂層は、十分な防せい（錆）手段と考える。

そのような部品は、試験を行わない。

附属書 A (規定) 自然割れ／腐食試験

序文

この附属書は、自然割れ／腐食試験について規定する。

注記 環境保護の関係で、試験用溶液、体積、及び容器の体積は、試験所の自由裁量で、変更してもよい。

この場合、試験容器は、試験品の体積よりも 500～1 000 倍大きい範囲の容積を保持する。また、試験溶液の体積は、容器体積の溶液体積に対する比率が 20 : 1～10 : 1 の範囲にあるようにする。ただし、疑義がある場合には、A.1 の条件を適用する。

A.1 試験槽

閉じることができるガラス容器を、試験で用いる。これらは、例えば、デシケータ容器又は簡単なガラス製の細長い箱（グランドリム及びふた付き）であってもよい。容器の容積は、10 L 以上とする。試験溶液の体積に対する試験用空間のある一定の比率は、維持しなければならない（20 : 1～10 : 1）

A.2 試験溶液

溶液 1 L の作成

塩化アンモニウム（試薬級 NH₄Cl）107 g を蒸溜水又は完全に鉍物質を抜いた約 0.75 L の水に溶かし、22 °C で pH 値 10 に達するのに必要な水酸化ナトリウム 30 % 溶液（試薬級 NaOH 及び蒸溜水又は完全脱鉍物水から作成）を加える。その他の温度に対しては、この溶液を表 A.1 に規定する pH 値に調節する。

表 A.1—pH の調整

温度 °C	試験溶液 pH
22±1	10.0±0.1
25±1	9.9±0.1
27±1	9.8±0.1
30±1	9.7±0.1

pH 調節の後、蒸溜水又は完全に鉍物を抜いた水 1 L を調合する。

これは、pH 値を変化させない。

pH 調節中は、温度は、いかなる場合でも、±1 °C 以内に一定に保ち、pH 値を±0.02 以内に調節できる計器を用いて pH 値を測定する。

試験溶液は、長期間にわたって使用できるが、蒸気中のアンモニア濃度基準となる pH 値は、少なくとも 3 週間ごとに判定し、必要な場合は、調節する。

A.3 試験手続

アンモニア蒸気が、妨害を受けることなく効果を表すように、試験槽中に試験品を入れる。なるべくつり下げる。

試験品は、試験用溶液中に浸せきしてはならず、相互に接触してはならない。

支持物又はつり下げ装置は、アンモニア蒸気に弱くない材料、例えば、ガラス又は陶器でできていなければならない。

試験は、試験結果に大きな誤差が出るおそれがある、温度変動によってもたらされる目に見える水の形成を除くために、一定温度 $30\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 1\text{ }^{\circ}\text{C}$ で実施する。

試験の前に、試験溶液を含む試験槽を、温度 $30\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 1\text{ }^{\circ}\text{C}$ にする。引続き試験槽に、 $30\text{ }^{\circ}\text{C}$ に予熱した試験品をできるだけ素早く入れて閉じる。

この瞬間が、試験開始時間と考えなければならない。

附属書 B (規定)

JIS C 4526-1 でランプソケットのスイッチに適用する要求事項の指針 (13.2 参照)

序文

この附属書は、JIS C 4526-1 でランプソケットのスイッチに適用する要求事項の指針について規定する。
項目は JIS C 4526-1 を参照する。

6 定格

6.1 及び 6.3 は、次の限度値を適用する。

6.1 最大定格電圧は、250 V とする。

6.3 最大定格電流は、2 A とする。

7.1 スwitchの分類

7.1.1 電源の種類による分類

7.1.1.1 だけを適用する。

7.1.2 スwitchの各回路で制御する負荷の種類による分類

7.1.2.4, 7.1.2.7 及び 7.1.2.8 だけを適用する。

7.1.3 周囲温度による分類

7.1.3.2 だけを適用する。

7.1.4 動作サイクルによる分類

7.1.4.3 だけを適用する。

冷蔵庫又は食品冷凍庫での使用を意図するスィッチ付きランプソケットは、冷蔵庫又は食品冷凍庫の扉によって動作するスィッチがある場合は、7.1.4.2 を適用する。

7.1.9 耐熱性及び耐火性による分類

7.1.9.1 だけを適用する。

8 表示及び文書

適用しない：JIS C 8280 の 13.3 を適用する。

16 温度上昇

16.1 一般要求事項

冷蔵庫又は食品冷凍庫での使用を意図するランプソケットのスイッチは定格動作温度で試験する。

20.2 沿面距離

材料グループⅢb は使用しない。

冷蔵庫又は食品冷凍庫での使用を意図するスィッチ付きランプソケットは、JIS C 9335-2-24 の 29.2 を適用する。

附属書 C (参考)

機器規格の特別要求時事項のための指針— 家庭用及びこれに類する電気機器

序文

この附属書は、本体及び附属書（規定）に関連する事柄を補足するもので、規定の一部ではない。

注記 この規格は、照明器具のための JIS C 8105 シリーズの要求事項を基にしている。他の機器（例：家庭用電気機器）に適用する場合には、関連機器規格の要求事項を遵守する。

C.1 関連規格の一覧表

次の一覧表は、経験的に、この規格によってカバーされるランプソケットが組み込まれる可能性のある製品規格への参照を含む。この一覧表は既存の規格から選択したものであり、すべてを網羅したものではない。

規格	題名
JIS C 9335-1	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 1 部：一般要求事項
JIS C 9335-2-6	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-6 部：据置形ホブ、オープン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器の個別要求事項
JIS C 9335-2-9	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-9 部：可搬形ホブ、オープン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項
JIS C 9335-2-11	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項
JIS C 9335-2-24	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-24 部：冷却用機器、アイススクリーム機器及び製氷機の個別要求事項
JIS C 9335-2-25	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項
JIS C 9335-2-27	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-27 部：紫外線及び赤外線放射線による皮膚照射機器の個別要求事項
JIS C 9335-2-31	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-31 部：レンジフードの個別要求事項
JIS C 9335-2-36	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-36 部：業務用電気レンジ、オープン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項
JIS C 9335-2-42	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-42 部：業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項
JIS C 9335-2-43	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-43 部：衣類乾燥機及びタオルレールの個別要求事項
JIS C 9335-2-49	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-49 部：業務用電気温蔵庫の個別要求事項
JIS C 9335-2-59	家庭用及びこれに類する用途の電気機器—安全性—第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項
IEC 60335-2-99	Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-99: Particular requirements for commercial electric hoods

C.2 特別要求事項の参照

JIS C 9335-1 : 一般要求事項

8. 充電部への接近に対する保護

11. 温度上昇

表 3 (最大通常温度上昇値)

24. 部品

24.1, 24.1.3 及び 24.1.6 を適用する。

29. 空間距離, 沿面距離及び固体絶縁

耐トラッキングの要求事項は, 29.2 による。

固体絶縁の要求事項は, 29.3 による。

30. 耐熱性及び耐火性

附属書 E (規定) ニードルフレーム試験

附属書 H (規定) スイッチ

附属書 N (規定) 耐トラッキング試験

附属書 O (参考) 30.の試験の選択及び順序

JIS C 9335-2-24 : 冷却用機器, アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項

7. 表示及び取扱説明

JIS C 9335-2-24 の 7.に含まれるランプソケットは, 特別な表示要求事項はない。しかし, 次の要求事項は必要であるとみなす。

冷蔵庫の冷蔵部品及び食品冷凍庫での使用を意図したランプソケットは, ランプソケットが受ける定格最小温度をランプソケットに表示しなければならない (例えば, -30°C)。

8. 充電部への接近に対する保護

24. 部品

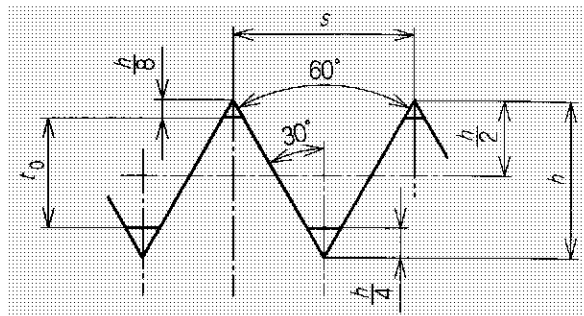
扉のスイッチに関する個別要求事項は, 24.1.3 による。

29. 空間距離, 沿面距離及び固体絶縁

耐トラッキングの要求事項は, 29.2 による。

冷蔵庫の冷蔵部品及び食品冷凍庫での使用を意図したランプソケットは, 試験品は PTI250 の試験電圧において損傷なく 50 滴に耐えなければならない。

ISOメートルねじ山



$$h = 0.866\ 03S$$

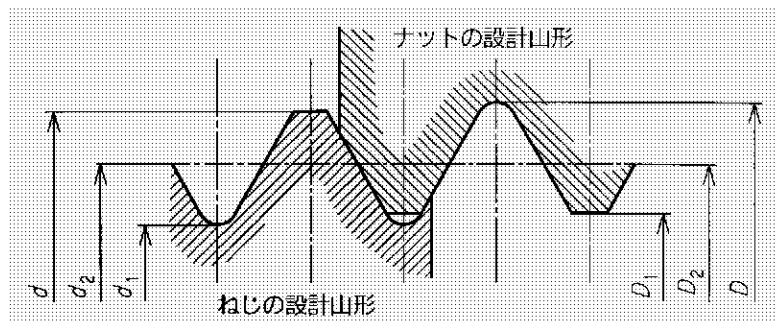
$$h/4 = 0.216\ 51S$$

$$h/8 = 0.108\ 25S$$

$$t_0 = 5/8h = 0.541\ 27S$$

基準山形*

注* 基準山形は、外部及び内部ねじ山の限度値を定義する偏差を適用した山形である。

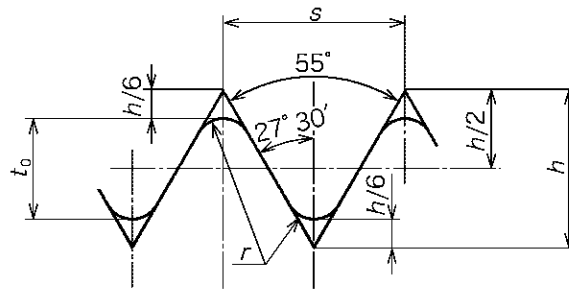


単位 mm

名称	S	ねじ					ナット				
		d		d ₂		d ₁	D	D ₂		D ₁	
		最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小
M 8×1	1	8.000	7.800	7.350	7.238	7.917	8.000	7.462	7.350	7.117	6.917
M10×1	1	10.000	9.800	9.350	9.238	8.917	10.000	9.462	9.350	9.117	8.917
M13×1	1	13.000	12.800	12.350	12.190	11.917	13.000	12.510	12.350	12.117	11.917
M16×1	1	16.000	15.800	15.350	15.190	14.917	16.000	15.510	15.350	15.117	14.917

図 1a—ランプソケット用のニップルねじ山
ナット及びねじに対する基準山形及び設計山形

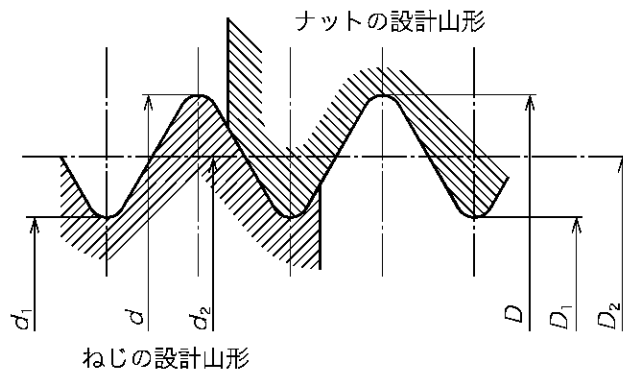
ISO 規格パイプねじ山



$$\begin{aligned}
 h &= 0.960\ 491S \\
 h/6 &= 0.160\ 082S \\
 t_0 &= 2/3h = 0.640\ 327S \\
 r &= 0.137\ 329S
 \end{aligned}$$

基準山形*

注* 基準山形は、外部及び内部ねじ山の限度値を定義する偏差を適用した山形である。



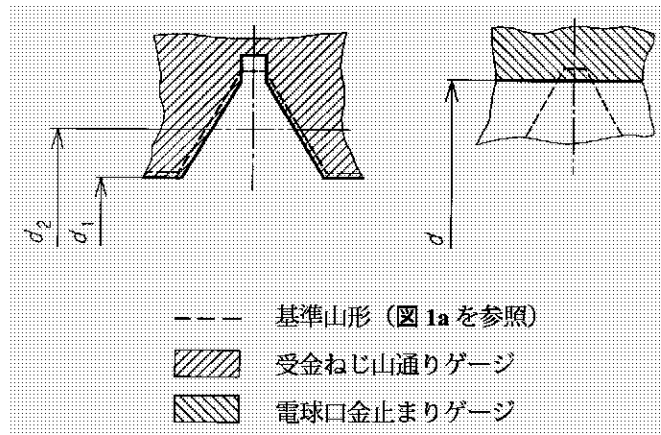
単位 mm

名称	n**	ねじ				ナット					
		d		d ₂		d ₁	D	D ₂		D ₁	
		最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小
G3/8A	19	16.662	16.412	15.806	15.681	14.950	16.662	15.931	15.806	15.395	14.50

注** ねじ山の数/インチ

図 1b—ランプソケット用のニップルねじ山
ナット及びねじに対する基準山形及び設計山形

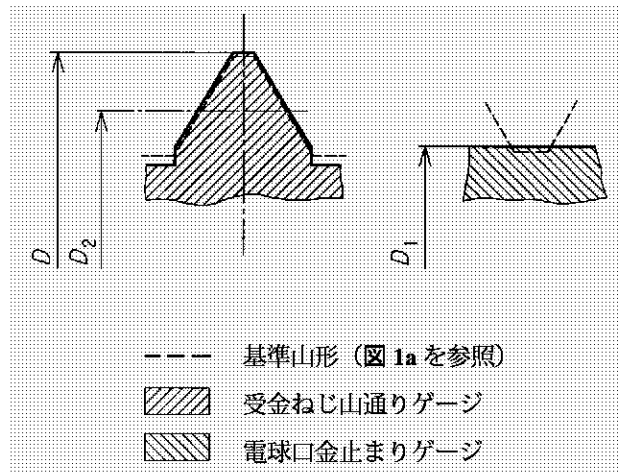
ねじ山ゲージ



単位 mm

名称	S	d		d ₂		d ₁		摩耗
			許容差		許容差		許容差	
M10×1	1	9.800	+0.004 -0.004	9.350	+0.012 -0.020	8.917	+0.004 -0.004	0.012
M13×1	1	12.800	+0.004 -0.004	12.350	+0.012 -0.020	11.917	+0.004 -0.004	0.012
M16×1	1	15.800	+0.004 -0.004	15.350	+0.012 -0.020	14.917	+0.004 -0.004	0.012

ナット用ゲージ

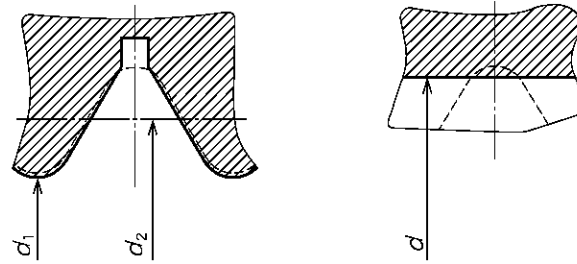




単位 mm

名称	S	D		D ₂		D ₁		摩耗
			許容差		許容差		許容差	
M10×1	1	10.000	+0.004 -0.004	9.350	+0.012 -0.020	9.117	+0.004 -0.004	0.012
M13×1	1	13.000	+0.004 -0.004	12.350	+0.012 -0.020	12.117	+0.004 -0.004	0.012
M16×1	1	16.000	+0.004 -0.004	15.350	+0.012 -0.020	15.117	+0.004 -0.004	0.012

図 2a—ニップル用 ISO メートルねじゲージ

ねじ山ゲージ



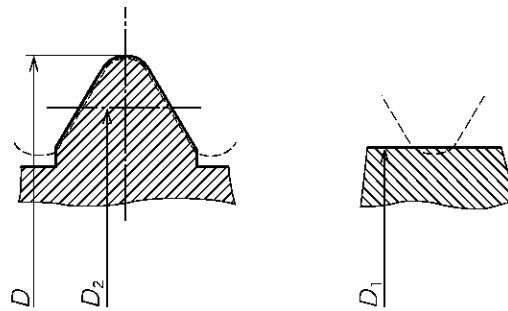
- - - 基準山形 (図 1b を参照)
 受金ねじ山通りゲージ
 電球口金止まりゲージ



単位 mm

名称	n*	d		d ₂		d ₁		摩耗
			許容差		許容差		許容差	
G3/8A	19	16.412	0 -0.008	15.806	0 -0.020	14.950	0 -0.018	-

注* ねじ山の数/インチ

ナット用ゲージ



- - - 基準山形 (図 1b を参照)
 受金ねじ山通りゲージ
 電球口金止まりゲージ

単位 mm

名称	n*	d		D ₂		D ₁		摩耗
			許容差		許容差		許容差	
G3/8A	19	16.662	+0.018 -0.005	15.806	+0.005 -0.028	15.395	+0.008 0	+0.005

注* ねじ山の数/インチ

図 2b—ニップル用 ISO 標準パイプねじ山用ゲージ

図 3 (削除)

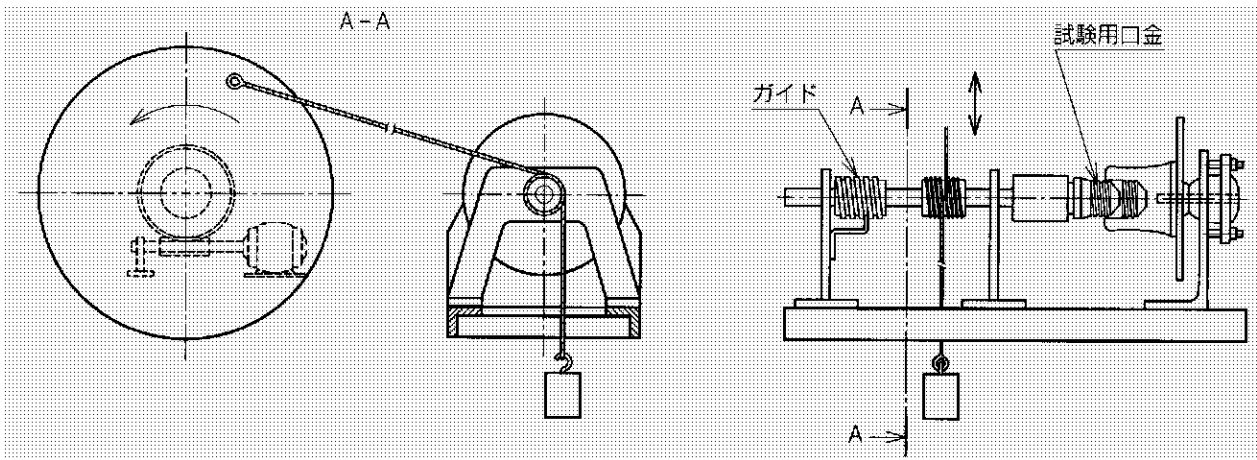
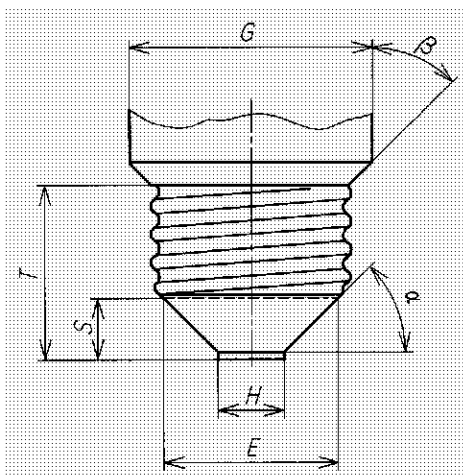
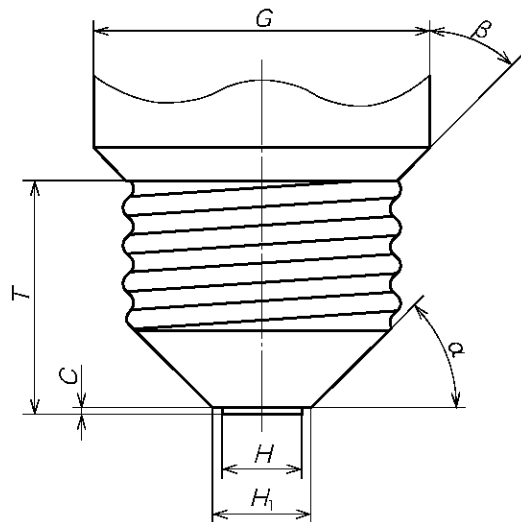


図 4—通常動作試験機

試験用口金 E14/E27



試験用口金 E40



材料：硬化鋼

注記 試験用口金のねじ山の寸法は、それぞれ IEC 60061-1 のスタンダードシート 7004-23, 7004-21 及び 7004-24 の中の E14 に対して規定する最大値と最小値との間になければならない。

単位 mm

ランプソケット	C	E	G	H	H ₁	S	T	α	β
E14	—	12	17	4.8	—	4	17	45°	45°
許容差	+0.1 -0.1	—	+0.5 -0.5	+0.1 -0.1	+0.1 0	+0.1 0	+0.1 -0.1	+30' -30'	+1° -1°

図 5—箇条 18 の試験の試験用口金

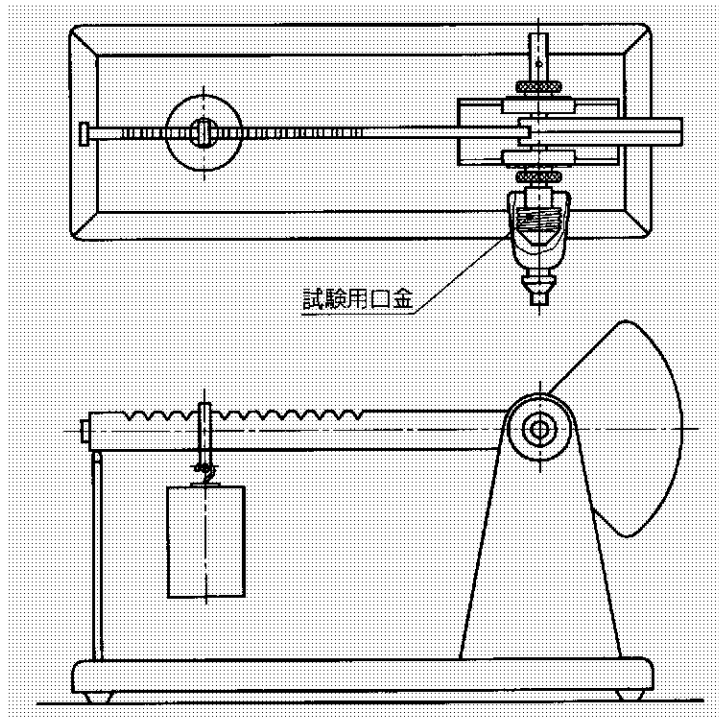
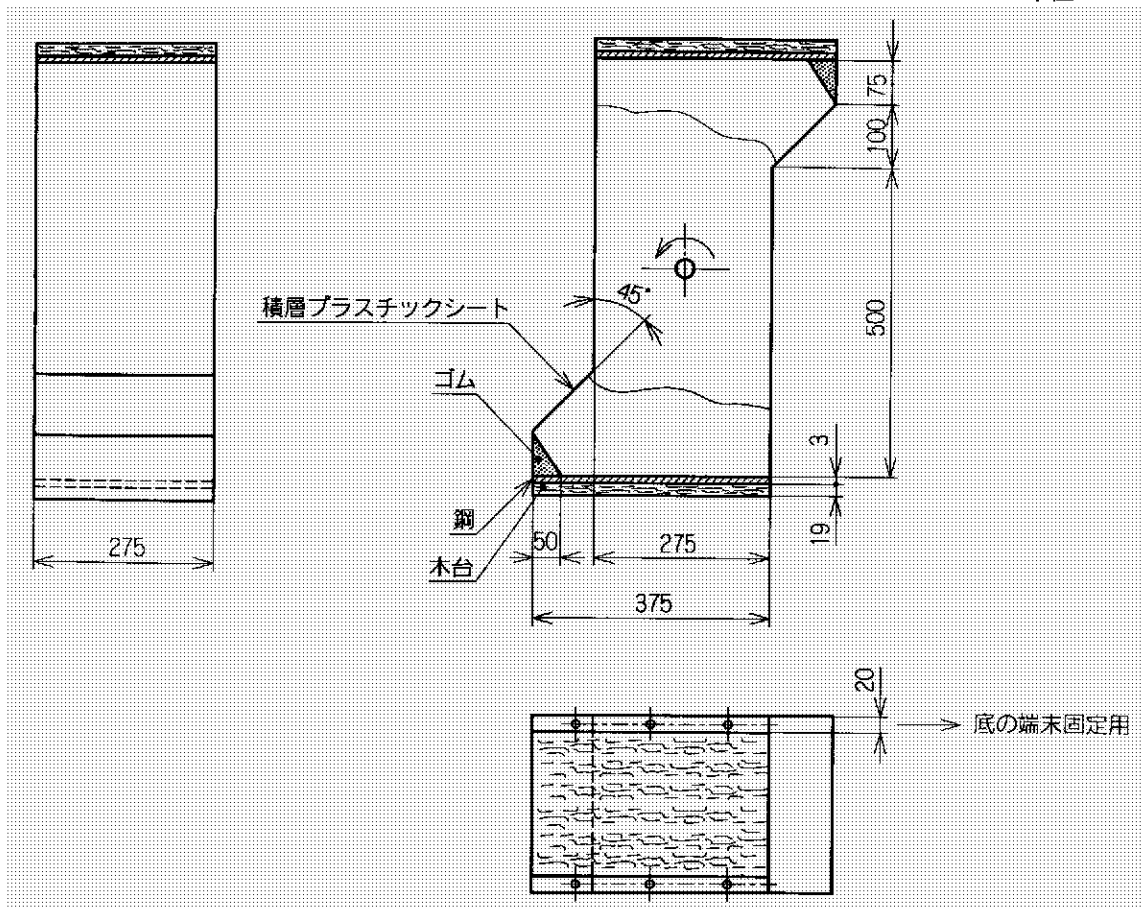


図 6—トルク装置

単位 mm



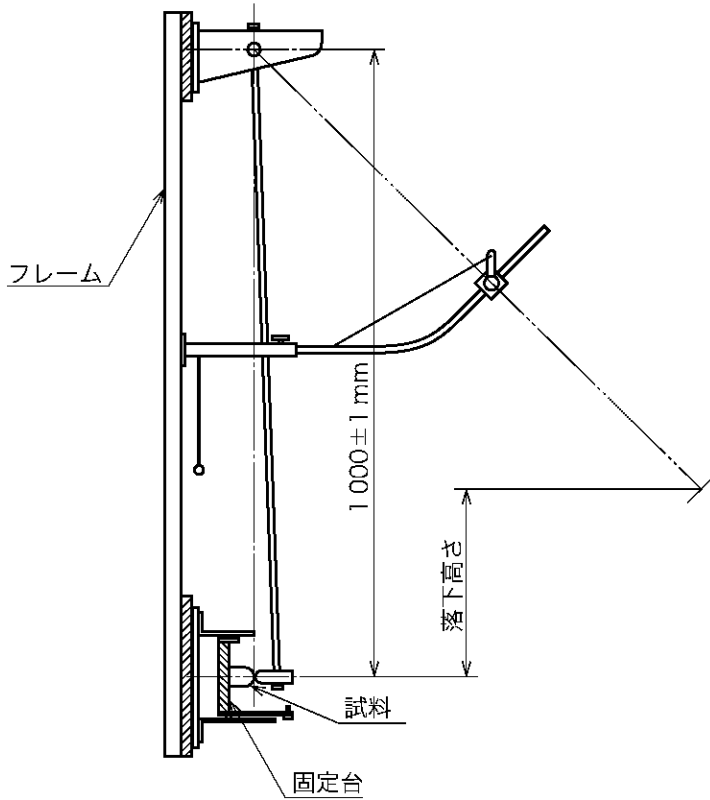
回転ドラムの本体は、厚さ 1.5 mm の鋼板によって作る。

試験品が、個々の落下の間に置かれる区画は、硬度 80 IRHD の、瀬戸物、金属などのかけらに耐えるゴムを材料としたゴム部分によって裏打ちする。また、これらの同一の区画の滑り面は、“フォーマイカ”のような積層プラスチックシートを材料として作る。

回転ドラムは、透明なアクリル製のふたをもつ開口部を取り付ける。

回転ドラムの軸は、ドラム自身の中に突出しない。

図 7-タンブリングバレル

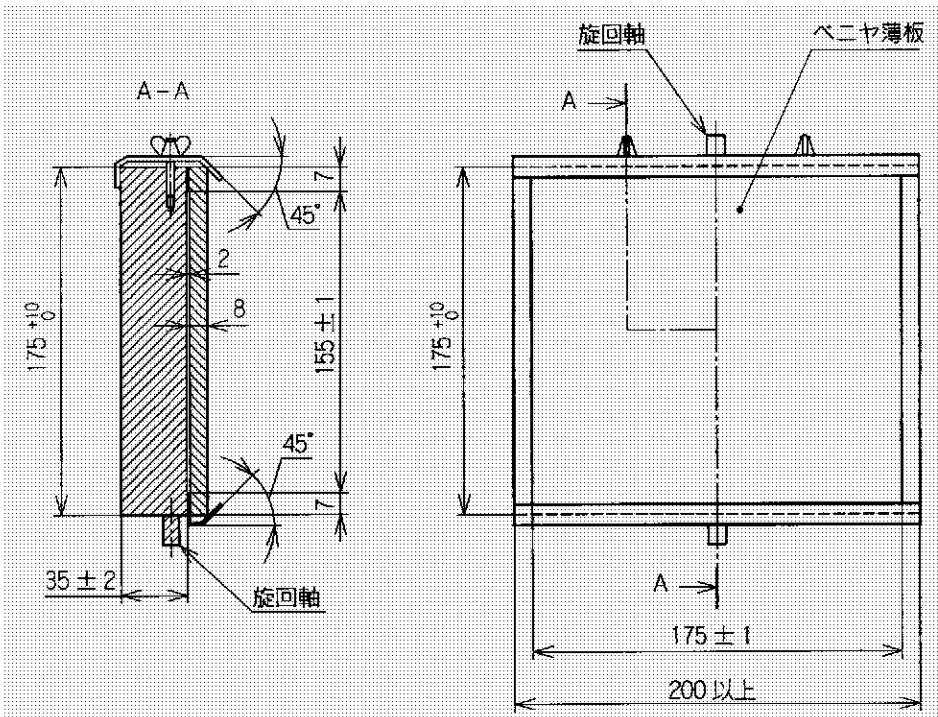


注記 この図は情報としてこの規格に記載しているが、基本規格がある。

図に関して疑義が生じた場合は、JIS C 60068-2-75を参照する。

図 8—衝撃試験装置

単位 mm



注記 この図は情報としてこの規格に記載しているが、基本規格がある。図に関して疑義が生じた場合は、JIS C 60068-2-75を参照する。

図 8a—取付支持台

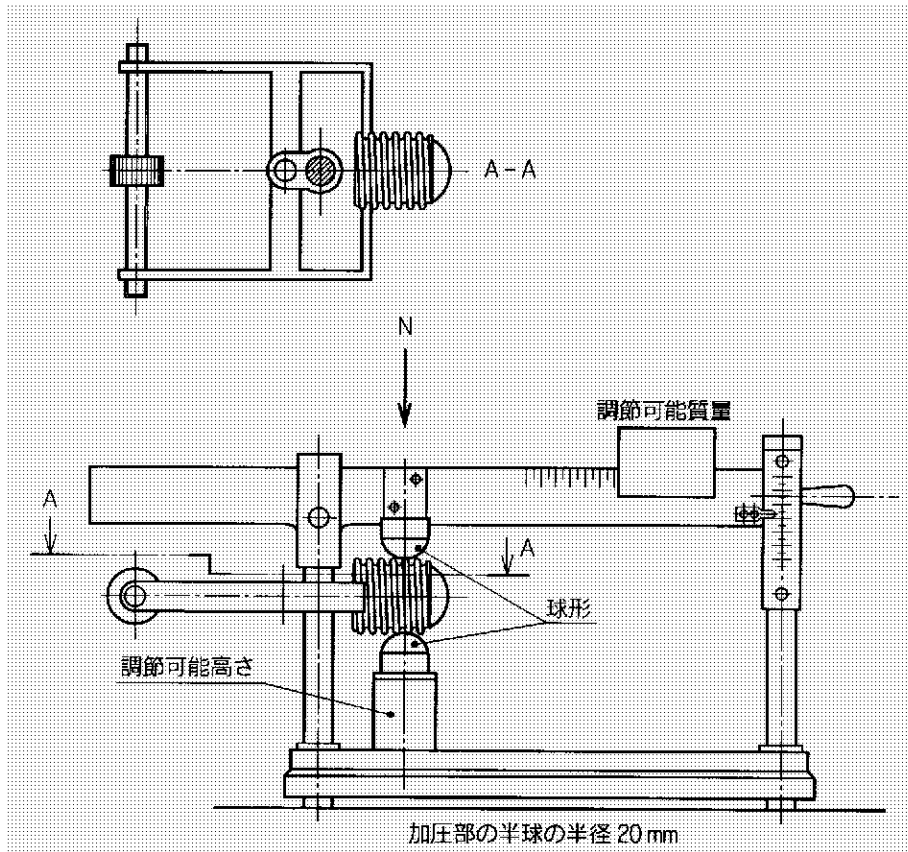


図 9-加圧装置

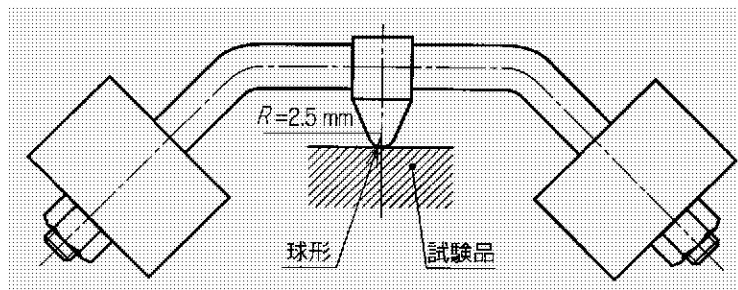
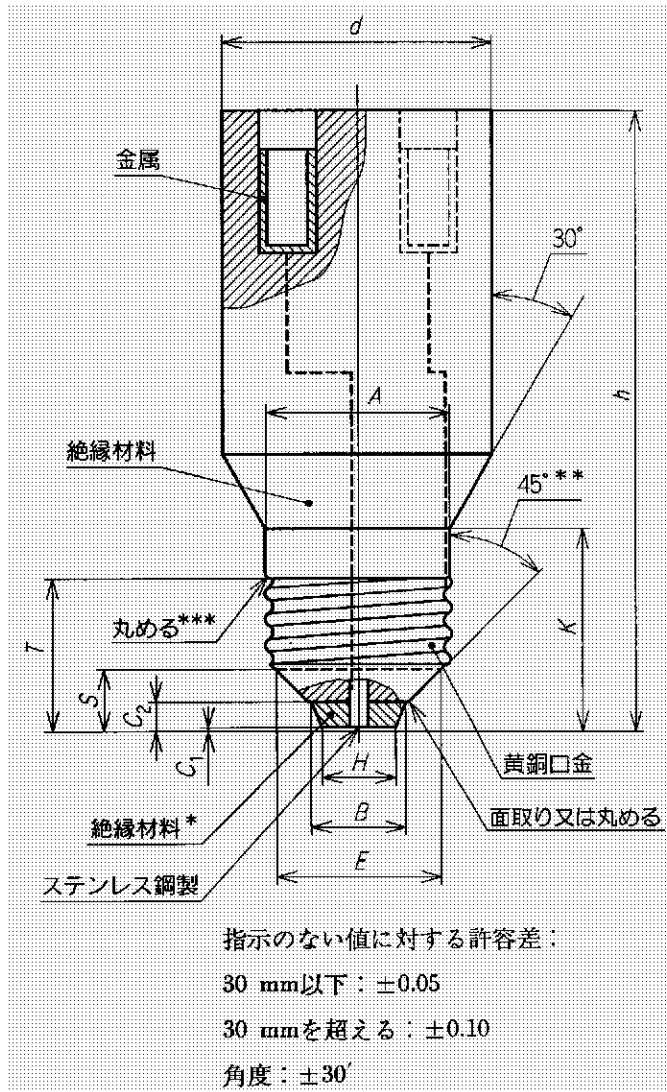


図 10-ボールプレッシャー試験



注* 絶縁材料は、寸法安定性があり、成形が容易で、PTI 値 600 をもつような材料とする。例えば、PTFE は、適切な材料である。

注** 金属部に限る。試験口金 E10 には適用しない。

試験用口金のねじ山の寸法は、それぞれ E10 及び E14 に対して、IEC 60061-1 のスタンダードシート 7004-22 及び 7004-23 で規定する最大値と最小値の間とする。

黄銅口金の内径は、関連するスタンダードシートに示す寸法 d_1 よりも 2 mm 小さくする。

導体の断面積は、E10 及び E14 は、それぞれ 0.75 及び 1.5 とする。導体は、硬いもの（単心又はより線）とする。

注*** E14 の試験用口金には、45° の面取りがゲージの円筒部分に必要である。

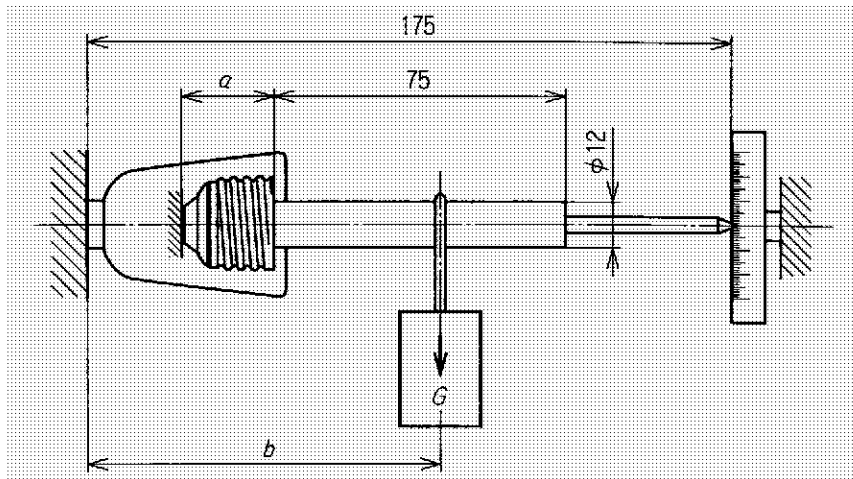
注記 E5 ランプソケットの値は検討中

単位 mm

ランプソケット	d 約	h 約	B	C_1	C_2	H	S	E	T 最小	K 最小	A 最大
E10	18	60	6	0.5	2.5	4	—	—	9.5	19	13
E14	38	80	9.5	0.5	3.8	6.2	4.5	12	16	27.2	17.1

図 11-14.4 及び 19.3 の試験用口金

単位 mm

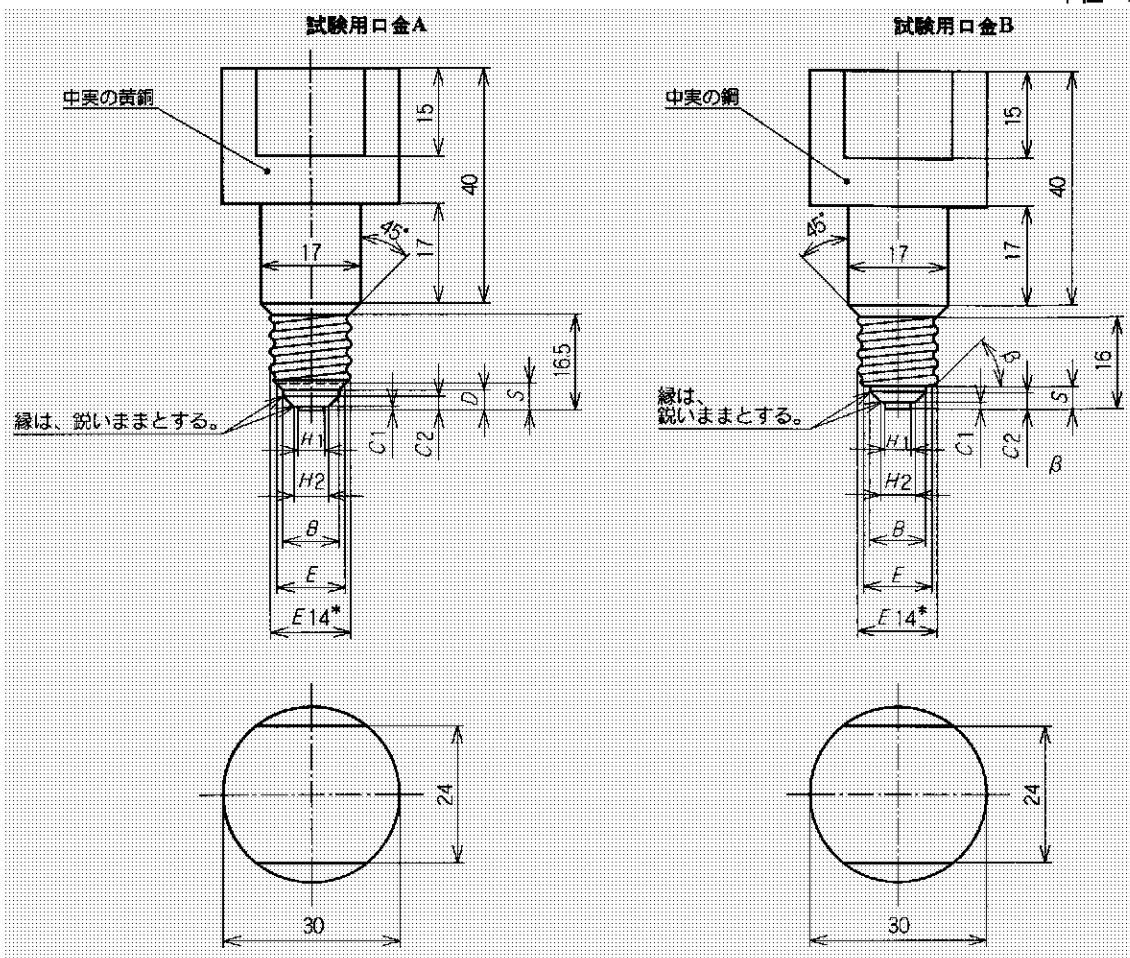


単位 mm

ランプソケット	a	b	G kg
E14	19	100	1

図 12—曲げ装置

単位 mm



注* 試験用口金 A のねじ山の寸法は、IEC 60061-1 のスタンダードシート 7004-23 で規定する最大値と最小値の間とする。

試験用口金 B のねじ山の寸法は、IEC 60061-1 のスタンダードシート 7004-23 で規定する最小値及び公差が ± 0.05 mm とする。

単位 mm

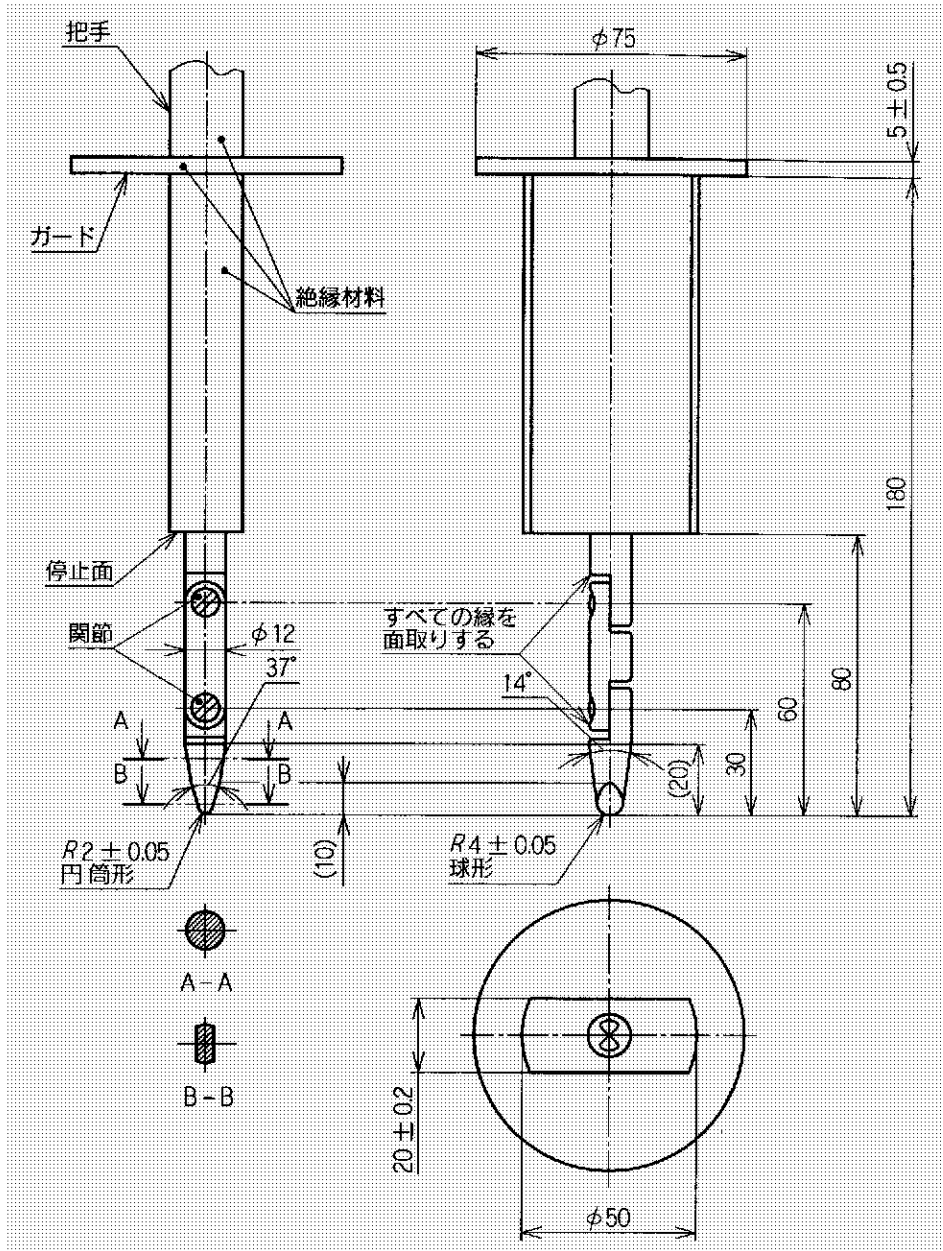
記号	寸法		許容差	
	試験用口金 A	試験用口金 B	試験用口金 A	試験用口金 B
C_1	0.5	1.0	0 -0.1	0 -0.1
C_2	2.5	3.0	0 -0.1	0 -0.1
D	3.5	—	+0.1 0	—
S	4.5	4.0	+0.06 0	0 -0.06
H_1	4.8	4.8	+0.04 -0.04	+0.04 -0.04
H_2	6	6	+0.04 -0.04	+0.04 -0.04
B	10	10	+0.04 0	+0.06 0
E	12	12	—	—
β	—	45°	—	+10' -10'

図 13—E14 ランプソケットのための試験用口金 A 及び試験用口金 B

図 14 (削除)

図 15 (削除)

単位 mm



材料：金属，ただし別記あるときは除く。

特殊許容差のない寸法上の許容差：

角度： $0/-10'$

直線寸法：

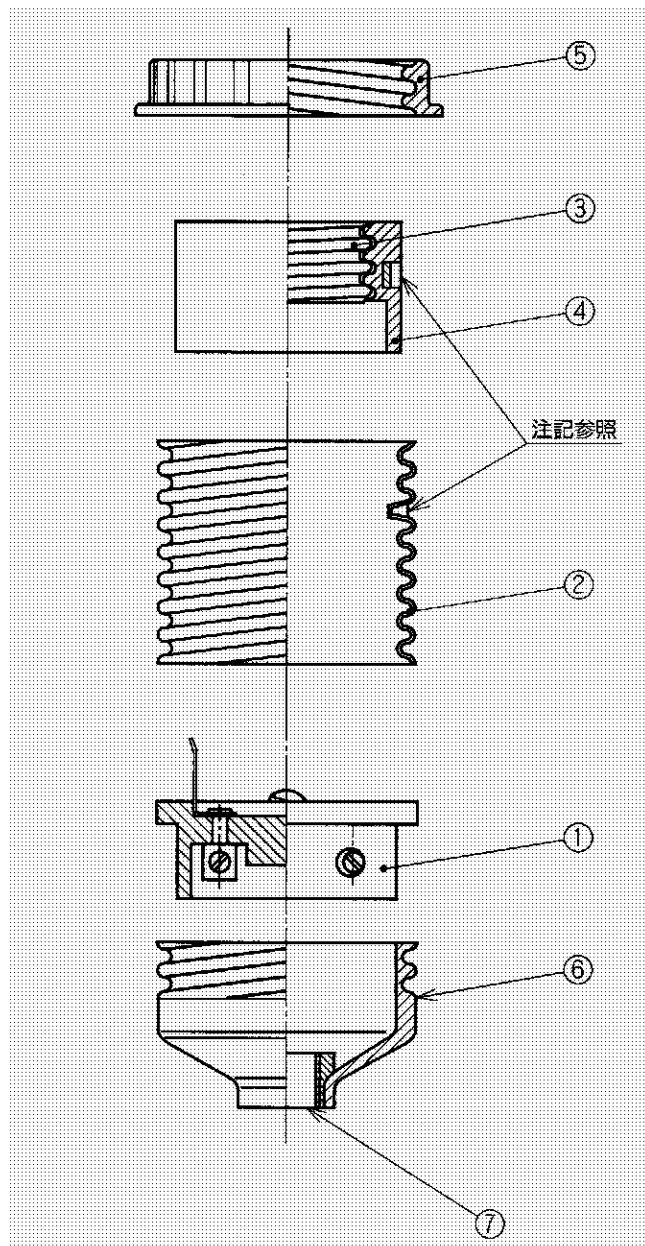
25 mm 以下： $0/-0.05$

25 mm を超える： ± 0.2

両関節とも，同一面及び同一方向で，角度 90° (許容差 $0 \sim +10^\circ$) にわたって，動かすことができる。

図 16—標準試験指 (JIS C 0920 による)

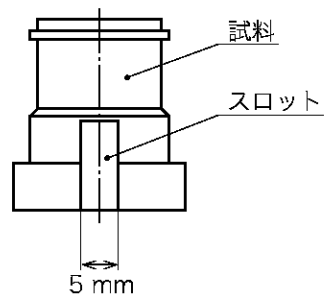
図は、ランプソケットの代表的な部分を示すことを意図しており、形状を限定するものではない。



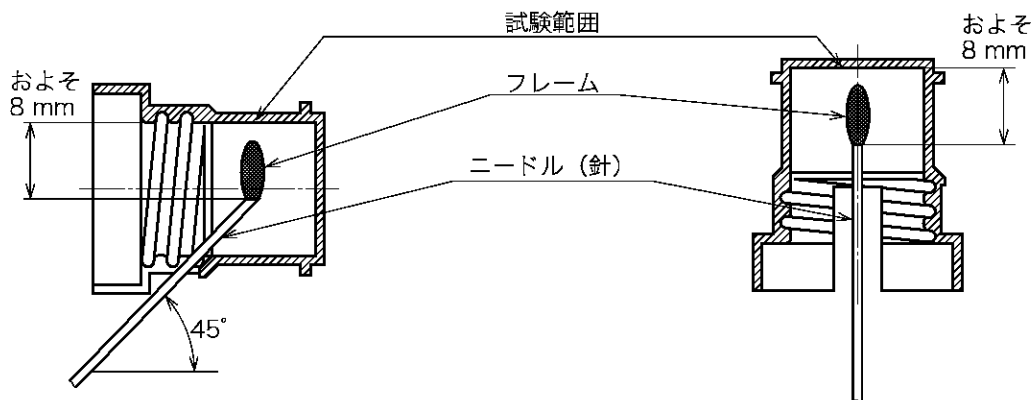
注記 この例では、②、③及び④は、永続的に共通接続する。その他の構造では、①及び③は、一つにまとまった組立部である。

- ① 端子／接点組立品
- ② 外側枠
- ③ 受金
- ④ 絶縁用リング
- ⑤ シェードリング
- ⑥ ドーム
- ⑦ ねじを切った差込口

図 17—定義の説明



E14 ランプソケットは、5 mm の幅のスロットからニードル（針）の侵入を許す孔がある。



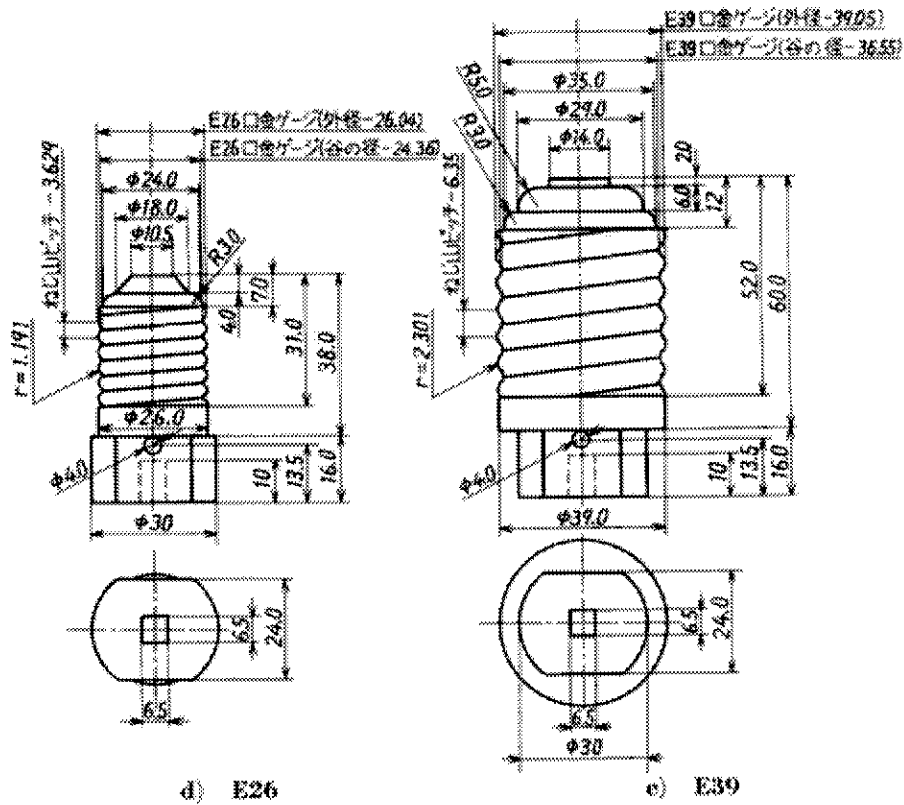
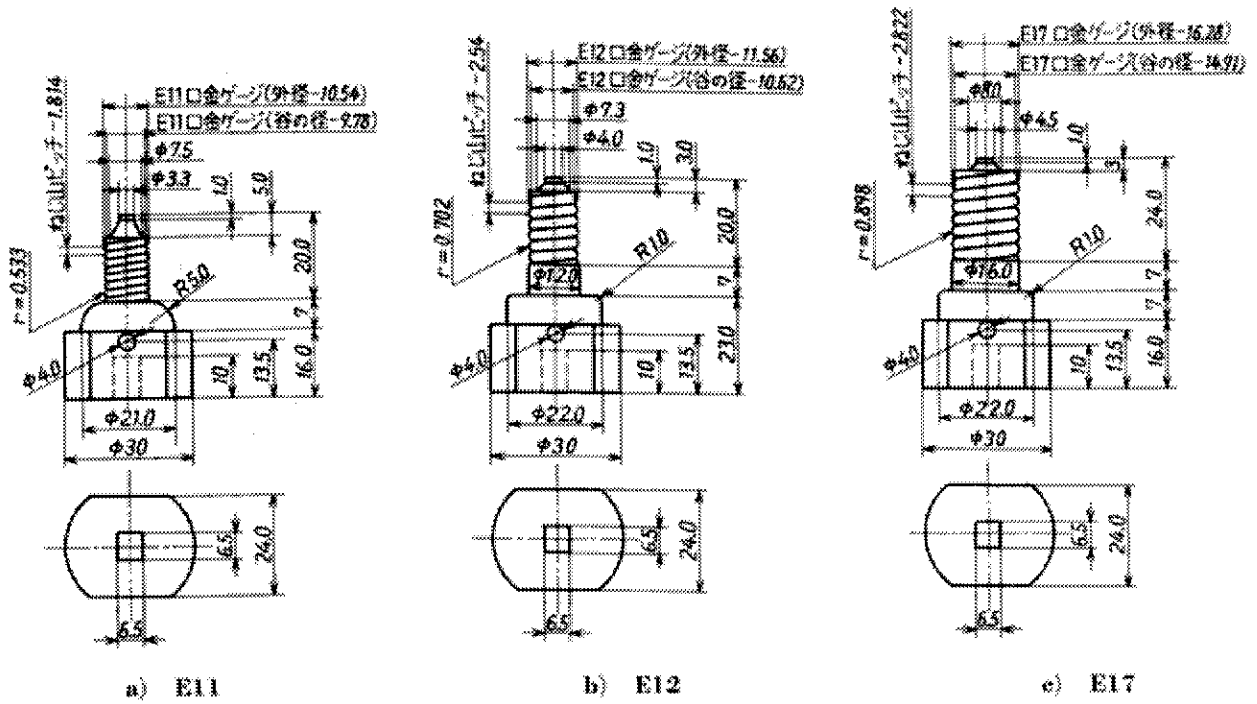
図の左側は、側面の接点範囲の試験に対するニードルフレーム試験の方法を示す。

図の右側は、中心接点範囲の試験に対するニードルフレーム試験の方法を示す。

ニードル（針）の最小長さは 35 mm である。

図 18-20.4 のニードルフレーム試験用試験品の準備

単位 mm

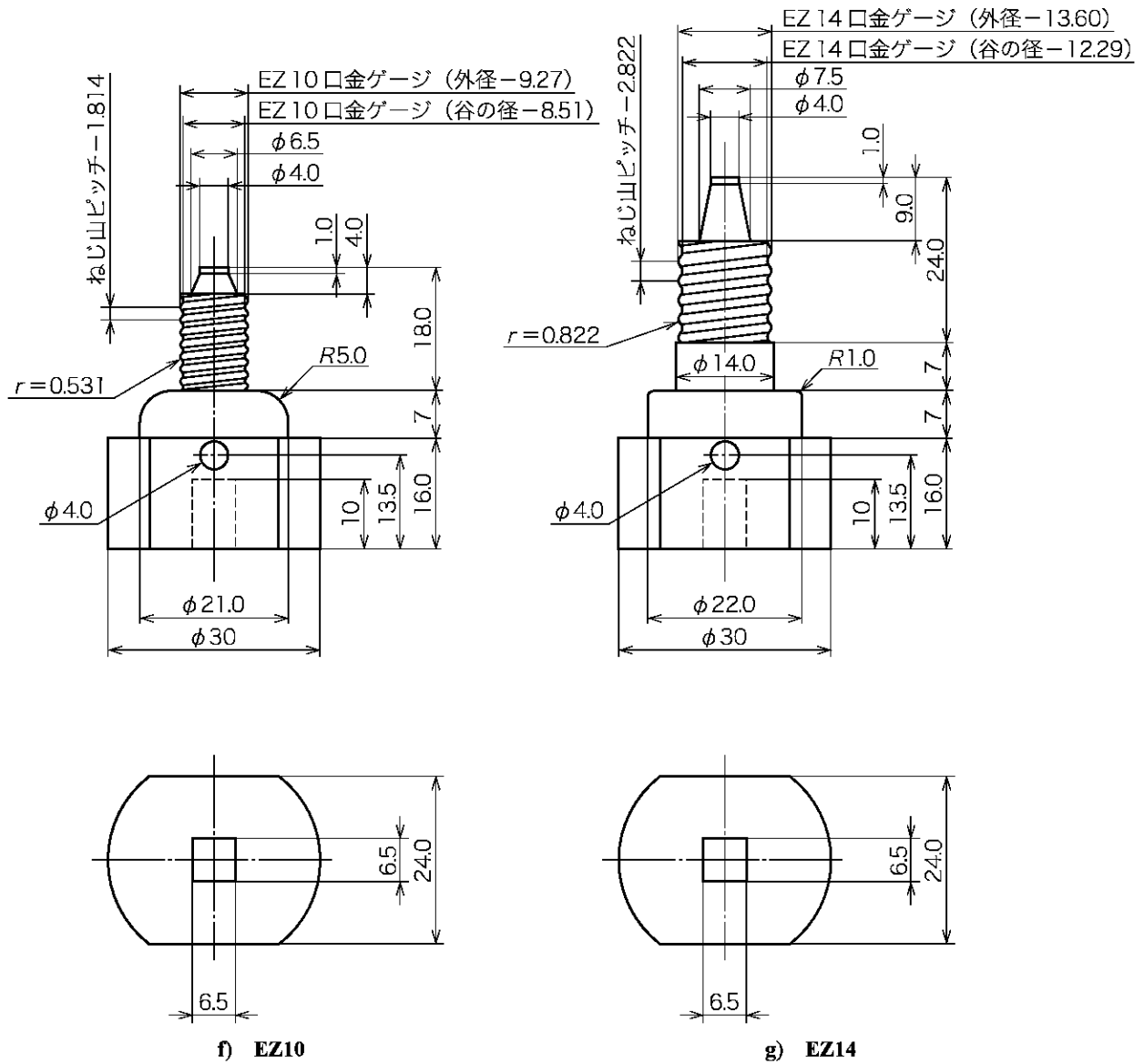


注記1 材質は、黄銅及びステンレス鋼とする。

注記2 ねじ部寸法は、JIS C 7709 による。

図 18A—耐熱試験用の口金ジグの寸法

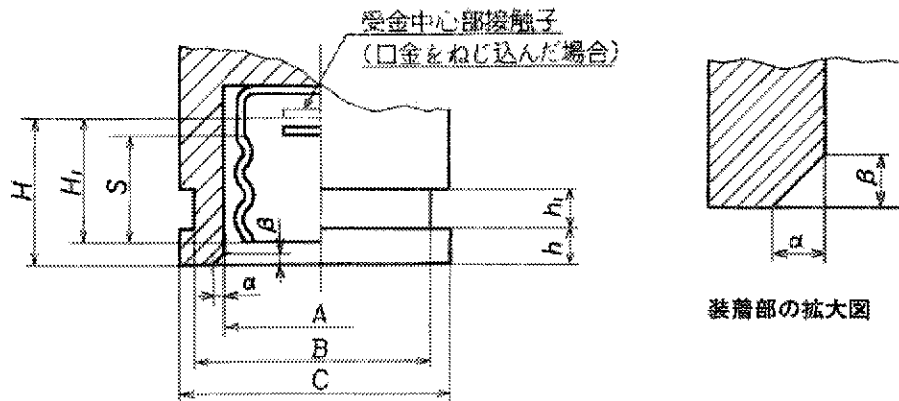
単位 mm



注記 材質は、黄銅及びステンレス鋼とする。

図 18A-耐熱試験用の口金ジグの寸法 (続き)

形状は、一例を示す。



単位 mm

ランプソケット	A	B	C	H	H ₁	h	h ₁	ねじ部の長さ S	α ^{a)}	β ^{a)}
E11	11.9 以上	—	—	16~17.2	11.5	—	—	36 以上	—	—
E12	13.5 以上	—	—	16~17	11 以下	—	—	9 以上	—	—
E17	18.5 以上	—	—	19~20	11.5~ 13.5	—	—	11.5 以上	—	—
合成樹脂製 E26	28.2 以上	31.5	33	24~25	17~19	7	7~8	14 以上	0.6 以上	0.6 以上
磁器製 E26	29	38	41	24~25	17~19	7	7~8	14 以上	0.6 以上	0.6 以上
E39	44	—	54	40~42	27~29	—	—	24 以上	0.6 以上	0.6 以上

注^{a)} α, βはHが最大, Aが最小の場合の数値を示す。HとAの組合せではα, βが不要な場合もある。

注記1 かさ止めを必要としない構造のものでは, h₁の溝を設けなくてもよい。この場合, 外径は, B以上とする。

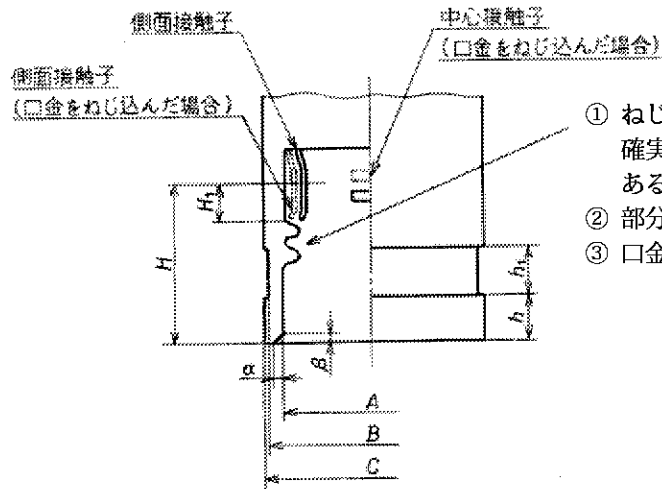
注記2 許容差のない寸法は, 基準寸法とする。

注記3 ねじ部は, JIS C 7709 に規定する口金を確実にねじ込むことができる寸法とする。

注記4 E26は, JIS C 7709 に規定するE26/25の口金用である。

注記5 E39は, JIS C 7709 に規定するE39/41の口金用である。

図 18B—普通形の受金部の寸法



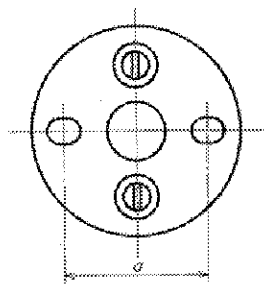
単位 mm

ランプソケット	A	B	C	H	H ₁	h	h ₁	$\alpha^a)$	$\beta^a)$
E11	11.9 以上	—	—	17.2 以下	11.5	—	—	—	—
E12	13.5 以上	—	—	16~17	11 以下	—	—	—	—
E17	18.5 以上	—	—	19~20	13.5 以下	—	—	—	—
合成樹脂製 E26	28.2 以上	31.5	33	24~25	19 以下	7	7~8	0.6 以上	0.6 以上
磁器製 E26	29	38	41	24~25	19 以下	7	7~8	0.6 以上	0.6 以上

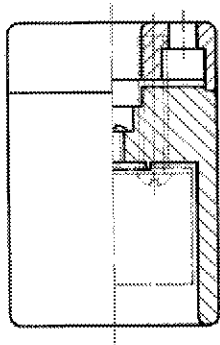
注記 1. かさ止めを必要としない構造のものでは、 h_1 の溝を設けなくてもよい。注記 2. 外径は、 B 以上とする。注記 3. 両面接触子の高さは、 H_1 以上とする。

注記 4. 許容差のない寸法は、基準寸法とする。

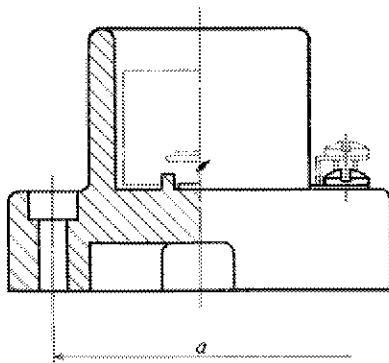
図 18C—部分受金の受金部の寸法



取付孔中心間距離 E26 27 ± 0.5 mm
E39 33 ± 0.5 mm



a) キーレスソケットの場合 形状は、一例を示す。



取付孔中心間距離

E26 35 ± 0.5 mm

47 ± 0.5 mm

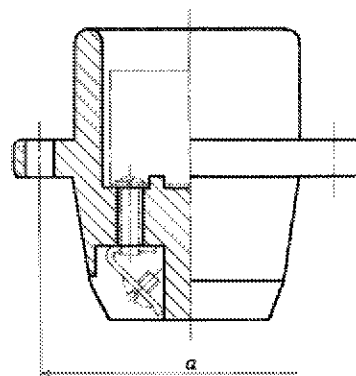
50 ± 0.5 mm

67 ± 0.5 mm

E39 69 ± 0.5 mm

(E39 の取付孔は、円周を3等分した位置に設ける。)

1) 表面取付け



取付孔中心間距離

E26 50 ± 0.5 mm

E39 68 ± 0.5 mm

(E39 の取付孔は、円周を3等分した位置に設ける。)

2) つば付き半埋込み

b) ランプレセプタクルの場合

図 18D—ソケットの取付寸法

附属書 JA

(参考)

JIS と対応する国際規格との対比表

JIS C 8280:2007 ねじ込みランプソケット			IEC 60238:2004, Edison screw lampholders				
(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号 及び名称	内容		箇条番 号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
1 一般事 項	適用範囲 引用規格		1	適用範囲に E11, E12, E17, EZ10, EZ14, E26 及び E39 がないことを除き, JIS と同 等。	変更・追 加	JIS では, 適用範囲について ・ E11, E12, E17, EZ10 及 び EZ14 を追加した。 ・ E27 を E26 に, E40 を E39 に置き換えた。 また, 引用規格のうち, JIS に置 き換えられるものは JIS とし た。また, デビエーションで 引用する JIS を追加した。	・日本国内で使用されている E11, E12, E17, EZ10 及び EZ14 のラ ンプソケットを追加した。 ・IEC 60238 の E27 と E40 は, E26, E39 と不完全にかん合し, 危険 が生じるおそれがあるため置き 換えた。 ランプ口金の動向に合わせて対 応。
2 用語及 び定義	ランプソケットの 種類, 各部の名称な ど		2	IEC 60664 に準じた絶縁協 調に関する定義が含まれ ていることを除き, JIS と同 じ。	削除	次の定義を削除。 2.24 耐インパルスカテゴリー 2.25 一次回路 2.26 二次回路	・ JIS C 8105-1 (照明器具—第 1 部: 安全性要求事項通則) の絶縁 距離と合わせた。 照明器具関係の JIS の絶縁距離に 合わせて対応。

(Ⅰ)JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ)国際規格の規定		(Ⅳ)JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ)JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号 及び名称	内容		箇条番 号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
4 試験に 関する共 通条件	試験の環境条件, サ ンプル数など		4	JIS と同等。	変更	4.2 試験の結果に影響がない 限り, 試験の周囲温度は規定 しない。 4.4 E11, E12, E17, EZ10 及び EZ14 のランプソケットの要求 事項を追加し, E29 及び E40 をそれぞれ E26 及び E39 に置 き換えた。	他の JIS に合わせた。 追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を規定した。
5 定格	定格電圧, 定格電流 及び定格動作温度 など		5	標準定格電圧が 250 V で規 定されるほか, E11, E12, E17, EZ10, EZ14, E26 及 び E39 に関する要求事項が ない。	変更・追 加	5.1 口金のサイズ, 使用用途ご とに標準定格電圧を定めた。 5.2 E11, E12, E17, E26, E39, EZ10 及び EZ14 のランプソケ ット (以下, 国内サイズのラ ンプソケットという。)の標準 定格電流を規定した。 5.3 国内サイズのランプソケ ットの定格動作温度を規定し た。 5.4A 合成樹脂外郭のランプソ ケットの定格動作温度(t表示) を規定した。	同一サイズ, 用途での定格を定め, 標準化を図った。 追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を規定した。 同上。 通常より低い温度で動作するラン プソケットを高温表示(T)と区別。 今後使用状態に合わせた規格範囲 を整備して IEC に提案する予定。

(Ⅰ)JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ)国際規格の規定		(Ⅳ)JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ)JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号 及び名称	内容		箇条番 号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
6 分類	外部部品の材料, 水の浸入に対する保護度, 固定方法, 種類, 感電保護及び熱耐久性の分類		6	防雨形ランプソケット及び t 表示のランプソケットの規定がないことを除き, JIS に同じ。	変更・追加	6.2 防雨形ランプソケットの分類を追加した。 6.6 t 表示のランプソケットの分類を追加した。	他の規格と整合した。
7 表示	ランプソケットへの表示事項, 表示の方法及び表示の消えにくさ		7	次を除き, JIS と同じ。 ・ 定格パルス電圧の表示について, 定格電圧が 125 V のランプソケットを考慮していない。 ・ 器具内用ランプソケットの表示の規定がない。 ・ 端子に接続できる電線の表示の規定がない。 ・ 接地記号について, 丸アース記号が規定されていない。	変更・追加	7.1 ・ 定格 125 V のランプソケットには, 定格パルス電圧の適用を除外した。 ・ 器具内用ランプソケットの識別表示を規定した。 ・ 端子に接続できる電線を製造業者が指定する場合の規定を追加した。 7.2 器具内用ランプソケットの識別表示の方法, 端子に接続できる電線の表示方法を規定した。 7.4 接地記号について丸アース記号を追加した。	他の規格と整合した。 器具内用ランプソケットの取扱いを規定したため, 識別する。端子の要求事項の見直しにより, 表示が必要となった。(箇条 10 を参照。) 他の IEC 規格の動きに合わせる。

(Ⅰ)JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ)国際規格の規定		(Ⅳ)JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ)JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号 及び名称	内容		箇条番 号	内容	箇条ご との評価	技術的差異の内容	
8 寸法	口金の寸法、電球と の接続の確実性及 びねじ部の構造な ど		8	次を除き、JIS と同じ。 ・国内サイズのランプソケ ットの規定がない。 ・ねじの寸法は、国内で使 用されているサイズと整 合していない。 ・ランプレセプタクルの取 付寸法を規定していな い。	変更・追 加	8.1 国内サイズのランプソケ ットの口金の寸法を規定し、 JIS C 8302 の規定を追加した。 8.2 国内サイズのランプソケ ットの電球との接続の確実性を 確認する手段を規定した。 8.3 国内サイズのランプソケ ットのねじ部の寸法を規定し た。 8.5 及び 8.6 国内で主に採用さ れているねじを規定した。 8.7A ランプレセプタクルの取 付孔について、JIS C 8302 の規 定を追加した。	追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を追加した。 同上 同上 ねじ、取付けに関する寸法につ いては、国内の事情に合わせた。
9 感電に 対する保 護	電球の挿入中及び 電球を挿入した後 の感電保護		9	次を除き、JIS と同じ。 ・国内サイズのランプソケ ットの規定がない。 ・防雨形ランプソケットの 規定がない。	変更・追 加	9.1 国内サイズのランプソケ ットの感電防止の検証は、ラ ンプが完全に挿入された状態 で検証するものとした。 9.3 E27 を E26 に置き換えた。 9.5 防雨形ランプソケットの 外郭について、絶縁材料であ ることを規定した。	国内のランプソケットは、ランプ 挿入途中の感電保護ができていな いため、国内のサイズのランプソ ケットは現状に合わせ、ランプ挿 入後に検証するものとした。 国内サイズのランプソケットに合 わせた。 感電防止の観点から、絶縁材料に 限定した。

(Ⅰ)JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ)国際規格の規定		(Ⅳ)JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ)JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号 及び名称	内容		箇条番 号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
10 端子	端子の構造, 緩み止 めなど		10	次を除き, JIS と同じ。 ・国内サイズのランプソケ ットの規定がない。 ・口金のサイズごとに, 接 続できる導体のサイズを 規定している。	変更・追 加	国内サイズのランプソケット は, 製造業者が宣言した種類 の導体又は定格電流にみあっ たサイズの導体が接続できる よう, 表示及び端子の構造を 規定した。	電気設備技術規準など, 関係する 法規によって導体を選定する場 合, ランプの口金の寸法ではなく 定格電流から導体を選定するた め, 定格電流を基に端子形状を定 めた。
11 接地接 続の手段	接地用端子の構造 及び接地の連続性		11	ドームと外側枠との接地接 続の連続性を確認するトルク が, 口金の種類ごとに列 記されていること以外, JIS と同じ。	変更	11.2 ドームと外側枠との接地 接続を確認する際のトルクを E26 未満と E26 以上に分類し て規定した。	追加したサイズのランプソケット に合わせて要求事項を規定した。

(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号 及び名称	内容		箇条番 号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
12 構造	ねじ山の形状, 電源 電線の固定手段及 び保持装置の緩み 止め性能など		12	次を除き, JIS と同じ。 ・適用するスタンダードシ ートが IEC 60061-2 の 7005-20 と規定されて いる。 ・ドーム内部の空間を確認 する試験方法は, 国内サ イズのランプソケットを 考慮していない。 ・張力止めとして, コード に結び目を作ったり, 端 末をひもで結ぶ方法を否 定している。 ・電線の種類を, IEC 規格 サイズの電線に限定して いる。 ・ランプレセプタクルを固 定するねじ孔の形状を指 定している。 ・ランプソケットにソケッ トアウトレットを取り付 けることを禁止してい る。 ・保持装置付きランプソケ ットに, E27 及び E40 だ け規定している。	追加・変 更・削除	12.1 JIS C 7709-2 の該当する スタンダードシートに合致す るか確認するものとした。 12.2 国内サイズのランプソケ ットは, E27 と同等とした。 12.6 電気工事により施工され るものは, コードに結び目 を作ったり, 端末をひもで結 ぶ方法を認めた。 12.6 電気用品安全法の適用を 受ける電線も接続できるも のとした。 12.9 ランプレセプタクルを固 定するねじ孔を 3 mm 以上で あればよいものとした。 12.12 ランプソケットにソケ ットアウトレットを取り付け ることを禁止する規定を削除 した。 12.14 E26 及び E39 口金のラン プソケットと置き換えて規定 した。	JIS に規定があるものは, 該当す る JIS に適合するものとした。 追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を追加した。 電気工事の際に, 張力防止の手段 としてコードに結び目を作ったり 端末をひもで結ぶ方法が行われて いるため。 国内の配線事情に合わせた。 造管材に固定する際に, 使用する ねじが異なるため, 大きさだけを 規定した。 電力を取り出すコンセントが附属 したアダプタ, ランプソケットが 存在するため。 追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を追加した。

(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の簡条 ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
簡条番号 及び名称	内容		簡条番 号	内容	簡条ご との評価	技術的差異の内容	
13 スイッ チ付きラ ンプソケ ット	スイッチつきラン プソケットの定格、 構造など		13	次を除き、JIS と同じ。 ・ スイッチ付きランプソケ ットは、E14 及び E27 だ けに許容している。 ・ 国内のサイズのランプソ ケットの動作試験のため の温度を規定していな い。 ・ スイッチの動作回数を一 律に 20 000 回と規定して いる。	変更・追 加	13.1 E12, E17 及び E26 を追加 して規定し、E27 を削除した。 13.3 国内サイズのランプソケ ットの動作試験のための温度 を規定した。 13.3 キーソケット、スイッチ 付き分岐ソケットのスイッチ 動作回数を 10 000 回として規 定した。	追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を追加した。 同上 一般に壁スイッチと組み合わせて 使用されるものであり、通常のス イッチ付きソケットよりも開閉が 行われる回数は少ないため、動作 回数を軽減した。
14 耐 湿 性、絶縁 抵抗及び 耐電圧	水の浸入の防止、耐 湿性能、絶縁抵抗及 び耐電圧試験		14	防雨形ランプソケットに対 する規定がないこと以外 は、JIS と同じ。	追加	14.1 防雨形ランプソケット に、IPX3 の試験を行うことを 明記した。 14.2 防雨形ランプソケット に、電線をつたって水が浸入 しないことを規定した。 14.3 防雨形ランプソケット に、耐湿試験の条件を規定し た。	防滴形 (IPX1 相当) ソケットに加 え、国内では防雨形ランプソケ ットが存在するため、IPX3 相当の試 験を追加して適用するものとし た。

(Ⅰ)JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ)国際規格の規定		(Ⅳ)JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(Ⅴ)JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号 及び名称	内容		箇条番 号	内容	箇条ごと の評価	技術的差異の内容	
15 機械的 強度	口金, 外郭及び取付 け部分などの機械 的強度		15	次を除き, JIS と同じ。 ・国内サイズのランプソケ ットの, ねじ込みトルク, 最大変形の値及び取付強 度試験における取付ねじ を規定していない。	追加・変 更	15.2 国内サイズのランプソケ ットに, ねじ込みトルクと試 験用口金を追加して規定し た。 15.7 国内サイズのランプソケ ットに, 最大変形の値を規定 した。 15.9 国内サイズのランプソケ ットに, 取付ねじを規定した。	追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を追加した。 同上。 12.9 と同じ。
17 沿面距 離及び空 間距離	ランプソケットの 絶縁距離		17	次を除き, JIS と同じ。 ・国内サイズのランプソケ ットの, 電球口金の中心 接点の大きさを決めてい ない。 ・IEC 60664 に従って, 過 電圧インパルスカテゴリ ーごとの絶縁距離を規定 している。	追加・変 更	17.1 ・国内サイズのランプソケッ トの, 電球口金の中心接点の 大きさを規定した。 ・IEC 60238:1998+Amnd.1:1999 に合わせて, 絶縁距離を規定 した。	追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を追加した。 箇条 2 と同じ。
18 通常動 作	ランプソケットの ねじ込み試験		18	国内サイズのランプソケッ トの規定がないことを除 き, JIS と同じ。	追加・変 更	国内サイズのランプソケット に, ねじりトルクを規定した。	追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を追加した。

(I) JIS の規定		(II) 国際規格 番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条 ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差 異の理由及び今後の対策
箇条番号 及び名称	内容		箇条番 号	内容	箇条ご との評価	技術的差異の内容	
19 熱耐久 性	ランプソケットの 熱耐久性試験		19	次を除き、JIS と同じ。 ・国内サイズのランプソケ ットの、熱耐久性試験の 試験条件を規定していな い。 ・t 表示のランプソケット の試験条件を規定してい ない。	追加・削 除	19.2 国内サイズのランプソケ ットに関する熱耐久性試験の 試験条件を規定し、E27 に関 する規定を削除した。 19.3 E14 以外のランプソケ ットについて、試験に使用する 口金を規定した。 19.4 国内サイズのランプソケ ットの熱耐久性試験の試験条 件を規定した。 19.4A t 表示のランプソケット の試験条件を追加した。	追加したサイズのランプソケット に対する要求事項を追加した。 同上。 同上。 箇条 5 と同じ。
附属書 B (規定)			20.2	IEC 規格では、附属書 B の 20.2 で IEC 61058-1 の Note5 を引用している。	変更	IEC 規格では、冷蔵庫又は食 品冷凍庫に使用されるソケッ トの保証トラッキング指数に ついては、IEC 61058-1 の 20.2 Note5 を参照しているが、JIS C 9335-2-24 を直接引用するこ とにより、要求されるレベル を明確にした。	IEC 61058-1 の対応規格である JIS C 4526-1 では、冷蔵庫の IEC 規格 (IEC 60335-2-24) の変更 に伴い 20.2 の備考 5. を削除して いる。このため、JIS C 4526-1 の 20.2 の備考 5. を引用できない。JIS C 8280 では、ソケットが冷蔵庫内に 使用されたときの CTI 及び汚損度 を明確にする必要がある。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：IEC 60238:2004：MOD

被引用法規	電気用品の技術上の基準を定める省令
関連する法規	電気設備に関する技術基準を定める省令

注記 1 箇条ごとの評価欄の用語の意味は、次による。

- － 削除…………… 国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。
- － 追加…………… 国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。

- 変更…………… 国際規格の規定内容を変更している。
- 注記 2 JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は，次による。
- MOD…………… 国際規格を修正している。